

令和 7 年第 1 回砂川市議会定例会

令和 7 年 3 月 1 7 日（月曜日）第 5 号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市開業医誘致等条例の制定について
議案第 1 5 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 6 号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 7 号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 8 号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 9 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 2 号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 5 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第 2 6 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第 2 7 号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について
議案第 7 号 令和 7 年度砂川市一般会計予算
議案第 8 号 令和 7 年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第 9 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第 1 0 号 令和 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 1 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計予算
議案第 1 2 号 令和 7 年度砂川市病院事業会計予算
[第 2 予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市開業医誘致等条例の制定について
議案第 1 5 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 6 号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 7 号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第18号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
- 議案第26号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 7号 令和7年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 令和7年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和7年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和7年度砂川市病院事業会計予算
[第2予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美喜子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	平林高之
総務部部長	板垣喬博
兼会計管理	
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	安田貢
経済部長	野田勉
経済部審議監	畠山秀樹
建設部長	斉藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	為国泰朗
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	三橋真樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板垣喬博
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野田勉
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	安武浩美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第 1 議案第 13 号 砂川市開業医誘致等条例の制定について

議案第 15 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第 26 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

議案第 27 号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について

議案第 7 号 令和 7 年度砂川市一般会計予算

議案第 8 号 令和 7 年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 令和 7 年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第 10 号 令和 7 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 11 号 令和 7 年度砂川市下水道事業会計予算

議案第 12 号 令和 7 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 多比良和伸君 日程第 1、議案第 13 号 砂川市開業医誘致等条例の制定について、議案第 15 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号 砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第18号 砂川市職員諸給与条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市まちなか交流施設の指定管理者の指定について、議案第7号 令和7年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和7年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和7年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和7年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和7年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和7年度砂川市病院事業会計予算の16件を一括議題とします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第13号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、総括質疑をさせていただきます。

まず、市長は市政執行方針の中で、市内開業医の減少傾向が続く状況の改善を目指し、開業医の誘致を促進するため、全道トップクラスの内容となる助成制度を創設するとともに診療所等が行う増設等についても助成対象とすることで、かかりつけ医から安心して医療サービスを受けることができる地域における医療体制の充実に努めてまいりますとおっしゃっております。その中で今回の条例が提案されているわけですが、数々の内容があるのですが、どのような検討をしてきた中で今回の条例の内容としたのか、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君（登壇） 本条例の制定に当たりまして、どのような検討を行い、条例内容を定めたのかについてご答弁申し上げます。

市内の開業医が減少している現状を踏まえ、市としての誘致施策に関する検討につきましては、総務部、経済部、市立病院事務局及び保健福祉部の部課長職をメンバーとする内部協議を行い、まず開業医の誘致等に特化した助成制度を設けている先進自治体の助成内容について比較検討し、誘致実績の状況も考慮の上、開業地として当市を選択していただけるよう、魅力ある助成内容となるように協議を重ねたところであります。

助成対象者としては、条例第3条に規定したとおり、地域医療体制の充実に寄与していただけること、最低でも10年間は診療業務を継続していただくこと、多くの医師の方にご検討いただけるよう、特定の診療科目に限定しないことなどを協議したところであります。また、助成内容につきましては、先進自治体の中でも札幌市の近郊では短期間のうち

に実績を上げている例があり、当市としては距離感以上に着目していただけるような助成内容とすること、地域包括ケアシステムを推進するため、在宅医療を実施していただける場合の優遇措置として物品の取得等費用に加え、運営費用についても長期にわたり助成すること、一般的に診療所等の経営が安定するまでには開業から３年程度を要するという考え方もあり、運転資金に対する支援を３年間行うとともに、その交付時期も実績報告を待つことなく早い段階で交付できる仕組みとすることなどの検討を行ってきたところであります。さらに、開業時のみならず、本制度を活用の上、開業された後年次を含め、長期にわたり診療業務を継続していただけるよう、既設の市内診療所等についても設備改修、医療機器等を更新する場合などを助成対象に含めることも盛り込むこととしたものであります。

最終的な検討結果として、助成金のメニューは幅広く設定することとし、条例第４条第１項に規定した７種類を取りそろえるとともに、メニューごとの最大助成額につきましても、一例として新規に開業されるケースで土地、建物、医療機器等を取得の上、在宅医療を実施していただける場合は最大１億５，０００万円の助成額となり、他の自治体における令和６年度の助成制度で同様のケースでは最大約１億２，０００万円と試算され、トップクラスに相当するものと考えられることから、開業等を検討されている方にとって印象度の強いアピールできる助成内容になったものと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 お話の中で１０年ということや札幌で短期間で決まったということ、そして実績報告を待たないで手続ができたりとか、あと長期にわたってというようなお話もありました。全体的に金額についても全道トップクラスというところで市長からもお話がありましたけれども、そういった内容で検討してきたのかなというところが分かりました。

そこで、こういった制度をつくっても結局なかなか開業される方がいらっしやらない。特に北海道は地域性の問題もあるんでしょうけれども、いらっしやらないという例が数多くありますので、そういったところで周知という点では幅広くいろいろな方にまず知っていただいて検討していただくというところが非常に重要なのではないかと思われるわけですが、今後の周知の日程と方向性について伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 本条例の周知方法についてであります。一般会計の衛生費の中で広告料も計上させていただいておりますけれども、具体的には北海道医師会が発行されております月刊誌「北海道医報」及び週刊で発行されている医学専門誌としては道内唯一とされる「北海道医療新聞」、こういった媒体に広告を掲載する、それぞれ年６回程度という形で周知を図ってまいりたいと考えておりますし、また道内に本社または支社等がございます診療等についての開業サポートをされているコンサルタント業の企業等にこの助成事業の紹介文書をお送りするということも想定しております。もちろん市ホーム

ページでの周知も図ってまいりますし、また市内の診療所等の医師の方については直接伺うことで今回の本制度の内容について説明させていただきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 お話を聞いていますと、北海道を中心とした周知なのかなと思われるんです。北海道は全国的にも魅力のある土地だと思うので、北海道で開業するというのはやはり全国的な周知も必要ではないかと思います。そして、砂川は札幌と旭川のちょうど真ん中にありまして、交通の面でも北海道では割といい場所ではないかと、便利な場所ではないかと思われますので、寒さや雪に対しても、全道的にはもっと寒いところであったり、もっと雪の多いところがある中で割と住みやすい場所であるということも全国的に、一つの方法にこだわらず、様々な方向から検討し、周知についても間隔を、1年様子を見るとかじゃなくて、もうちょっと間隔を狭めて、どんな周知方法があるのか、ここに周知したけれども、特になかったから、今度は別の方向に周知していこうとか、そういったところで今後も細かく検討して進めていって、ぜひ砂川の地で開業する方がいらっしゃるように取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、私も同じく議案第13号 砂川市開業医誘致等条例の制定について総括質疑をしてみたいと思います。

まず、1点目であります。条例制定に至った検討の経過については先ほどの質疑で分かりました。ただ、その背景、砂川市の医療の現状、開業医の高齢化が進んでいる、あるいは引退が相次いでいるという状況がこの条例制定の背景にあるとは思いますが、その詳細についてまず1点目として伺います。

2点目としては、助成対象者について伺います。条例において、診療科については市長が認める診療科名としていますが、開業医の誘致制度を実施している自治体では診療科を限定しているところも見受けられます。地域医療のニーズの実態からそのような政策も検討されたと思いますが、診療科を限定しなかった理由等について伺います。

3点目としては、助成金の財源について伺います。

4点目としては、推進体制について伺います。条例に基づき誘致事業を推進する市の体制については、条例の実効性を左右する重要な要素です。今後担当部署の業務量の増加が予想されますが、どのような体制で臨むのか伺います。

5点目として、同様の条例を制定している道内自治体の状況等について伺います。既に医師の誘致条例制度を設けている道内自治体では、誘致を実現している自治体も見受けられます。道内の状況等について伺います。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 5点にわたりましてご質疑をいただいたものと存じますので、順次ご答弁申し上げます。

まず、条例制定に至った背景という点でございますけれども、近年市内における開業医の減少が続き、直近では昨年5月をもって内科等を標榜する診療所1か所が閉院になるなど、地域における医療提供体制が縮小し、より身近な医療サービスを受けるための環境整備の必要性が一段と高まっていたところであります。また、市立病院においては紹介受診重点医療機関の指定に向けて検討を進めていたことから、指定後は外来機能の明確化と地域の医療機関との連携強化によるかかりつけ医の重要性がより一層増すものと想定されていたところであります。

このような状況を踏まえ、市としての対応策について検討すべきものと判断し、昨年より関係部署による内部協議を行った経過につきましては先ほどもご答弁申し上げたとおりでありまして、開業地として当市を選択していただけるよう、魅力ある助成内容となるように協議を重ねたところであります。あわせて、空知医師会砂川部会との協議を行ったところ、昨年11月に誘致施策の実現に向けた要望書が提出されたことも受け、開業医等の誘致を市としての重要施策と位置づける意味を含め、本条例の制定により助成制度を創設しようとするものであります。

次に、診療科を限定しなかった理由という点についてであります。市内で現に開業されている診療所等の診療科目につきましては、市立病院を除き、内科、精神科を標榜する病院が1か所、内科、小児科、消化器科、循環器科等を標榜する3か所の診療所と耳鼻咽喉科及びアレルギー科を標榜する診療所が1か所あり、昨年5月に閉院された診療所においても内科、消化器科等を標榜していたように、診療所等の開設に当たっては複数の診療科を標榜するケースが多いものと考えられるところであります。また、道内において開業医誘致制度を導入している自治体の中には産科、婦人科または小児科に限定、あるいは内科、小児科の助成限度額を引き上げている事例があることは承知しておりますが、特定の診療科目を規定することは逆に限定した診療科目で誘致を行っているイメージにつながる可能性もあるものと考えております。開業医の誘致を実現するまでの工程としては、直接助成申請書を提出される前段として開業を希望される方からのご相談をいただけるものと想定しているため、仮に容姿を整えることなどを目的とする美容外科であれば助成の対象外である旨を事前にお答えしますが、現時点においては幅広い受皿とすることで多くの医療関係者の方に当市への関心を持っていただけるよう、特定の診療科目に限定しない形で助成の対象者を規定したものであります。

次に、本条例に基づき交付する助成金の財源についてであります。条例第4条に定める7つの助成金メニューにつきましては全て一般財源により措置するものであります。

続きまして、条例に基づく市の推進体制ということでご答弁申し上げますが、本条例に

基づく助成制度の実施に当たり、現時点において特別に組織的な推進体制を設置することは想定しておりませんが、本条例を所管する保健福祉部においては、助成内容が道内でもトップクラスに相当するものであること、高度急性期の医療が必要となるケースが出現した場合であっても市立病院との連携により安心した医療体制を提供できることなど、本市における開業に大きなメリットがあることについて医療関係者が購読されている媒体への広告掲載や医業コンサルタントへの制度周知により積極的な情報発信を行うものであります。市内の開業医の方に対しても、設備の改修や医療機器等の更新等に係る助成制度が創設されたことにより、今後とも長期間にわたり継続して診療業務を担っていただけるよう丁寧な説明に努めてまいりたいと考えておりますが、直接的な事務の執行についてはふれあいセンターで現行の人員の下、対応を図ってまいりたいと考えております。また、本条例の素案を作成する段階まで協議を重ねた関係部署である総務部、経済部及び市立病院事務局においては、それぞれの職務として総合的な政策の立案、調整、医業を含む企業振興策の促進、かかりつけ医との連携といった観点から保健福祉部との連携、協力を図り、適宜本助成制度の周知に努めるものであります。

次に、同様の条例を制定しております道内の自治体の状況についてであります。道内において開業医の誘致に特化した助成制度を設けている事例につきましては、確認できる範囲で16か所あるものと認識しております。助成内容につきましては、土地、建物の取得費または賃借料に対する助成が中心であり、助成率は最高で3分の2に設定している自治体がありますが、100分の50としている事例が多く、最大助成額の多くは3,000万円から5,500万円の間に設定されております。医療機器等の取得費または賃借料に対する助成は、助成率を土地、建物と同率で設定する事例が多く、最大助成額は医療機器等だけで3,000万円とするケースや土地、建物を含めて7,000万円とするケースも見られるところであります。そのほかの助成メニューとしては、建物の改修費に対する助成、固定資産税に対する助成、在宅医療に対する助成、人材確保に対する助成など自治体により様々であります。議案の参考資料でお示ししたとおり、本条例に則した条件設定により令和6年度の助成内容に基づく試算を行った場合、最大助成額は土地、建物、医療機器等を取得、改修する場合で約5,000万円から約1億2,000万円、土地、建物を医療機器等を賃借後に改修する場合で約3,000万円から8,100万円と試算されるところであります。

また、これら先進自治体の誘致実績につきましては、10年以上前から取り組んでおられる道北の2つの自治体でそれぞれ5件前後の実績を上げており、札幌近郊の自治体の中には3年間で3件の誘致に成功している事例もありますが、多くの自治体は制度導入からの期間が短いこともあり、1件程度、あるいは実績なしとなっているものと認識しております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、第1点目から順次再質疑をしていきたいと思うんですけども、まず1点目は背景状況として、昨年度も私一般質問しましたが、やはり市内の開業医の方の高齢化等が進んでいるという状況もありますし、引退もあったというような答弁もありましたが、実際私も利用者の一人としてクリニックに行きますと、明らかに数年前から比べて人が増えたなど、待ち時間が増えたなどという印象を受けておりますし、ますますそれが今後加速していくということが予想されるため、このような条例制定に至ったのかなと思っております。

1点目については、背景状況も含めて我々でも認識は共通化されているのかなということであります。1点目については分かりました。

2点目なんですけれども、要は答弁をお伺いする限りは間口を広げるんだというようなことで、あまり絞ると広く周知がいかない、来ていただく方が限定されることはこの条例の目的を達することができないというようなことで、あえてこのような形に絞ったというか、診療科を限定しなかったのかなと私も受け止めました。この考え方については私も間違いではないなとは思っておりますので、これは2点目としては理解いたしました。

3点目は助成金なんですけれども、一般財源を使わざるを得ないということだと思うんですけども、これは確かに今の国の制度では何ら補助金、基金等の制度はないというのは私も認識しております。ただ、今後どうなるか分からない部分もありますので、この辺は情報収集に努めていただき、今後新たな助成金ができただけの場合、ぜひともそれらを活用していただきたいなということで、3点目については分かりました。

4点目の推進体制なんですけれども、先ほどの答弁を伺いますと特に人員増は考えていないということと、ふれあいセンターで進めるんだというような答弁だったと思うんですけども、私が思うに、この条例の成否といいますか、それは全てその推進体制にかかっているなと思っておりますし、それが現実ではないでしょうか。他の自治体の事例を見ましても、しっかり体制を組んでやっているという自治体も見受けられますけれども、さきの高田議員の答弁からもそうなんですけれども、宣伝、広報だけなら確かに現行の体制でも進められるのかなとは思いますが、実際に関係機関との連絡調整、あるいはそれは市内にとどまらず他の道内、道外は想定されていないとは伺いましたけれども、道内関係機関、例えば医大を取ってみても、札幌医科大学、あとは道北の旭川医大等ありますし、そうした関係機関との連絡調整、あるいは単なるペーパーとかネット上の広報、宣伝ではなく、私自身は直接の、こういう言い方が適切かどうかは分かりませんが、いわゆる営業的な活動、直接そうした関係機関に出向いて、この制度の周知と説明等という業務というのは私は当然想定されるものと思っていたものですから、そうしますと当然担当の管理職の方がそちらに出向くということになれば、単に純粋に業務量が増大するということは簡単に予想できるんですけれども、この辺こうした広報、宣伝活動以外の実地の関係機関に出向いて説明等、そうした業務が想定されていないという理解でいいのかという

ところをまず確認させていただきたいなと思います。

5点目の道内の自治体の状況を説明いただきました。それを伺って私が思ったのは、やはり非常に厳しいなと思いました。全道トップクラスの制度、金額面も含めて制度としては確かにできるということになると思うんですけども、それが現実の誘致に結びつかどうかというのは全く予想がつかないなと思いました。さきに成功事例として挙げていただいた道北の2自治体についても、当然最初の1年目、2年目は結果が出なかったのではないかなと思います。そうしますと、長い時間がかかる場合も想定されますし、札幌近郊の自治体でも3件ですか、誘致に1件から、なしという自治体もあるということで、私は答弁を伺って非常に現実には厳しいなと、改めてこの点認識いたしました。

ゆえに、さきの質疑とも重なる部分があるんですけども、やはりこれは徹底的な広報、宣伝活動、紙、インターネットベースの宣伝以外にも、これは足を使った広報、宣伝というのも当然出てくるなと思いました。この辺、あとは当然こうした自治体の状況というのは当市でも把握されて先ほどの答弁があったと思うんですが、それを受けて今回当市の誘致条例の制度設計をしたと私は思うんですが、そうした事例をきちんと分析しながら条例を作成した、そのようにまず理解していいのかという5点目を確認をして、以上2点です。再質疑としては2点をまず伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、1点目としまして、業務量の増大が想定され、出向いての説明ということでの業務量の増加もあるのではないかとのご指摘につきましては、現時点においてまずは広告媒体に周知記事を掲載させていただく、さらにはコンサル業を開業されている方に対してのご案内をお送りする。そういった中でお問合せをいただいた場合には、これは直接的に面談をさせていただくような形で丁寧な説明に努めてまいりたいと考えておりますが、その際には例えばリモートでお話をさせていただくこともあり得るかもしれませんし、公用車等での出張ということも含めて丁寧な説明に心がけてまいりたいと考えてございます。

もう一点、他自治体の状況も踏まえた中でどのように受け止めながら制度設計を行ったかという点であります。今回全道でもトップクラスに相当する内容の条例案を上程させていただいておりますが、どういった点にポイントを置いて開業地を検討されるかという点につきましては、過去に医業コンサルタントの方にお話を伺ったことがございますけれども、やはり最大のポイントはその地域における人口推計でありましょう。そういった中では、人口減少が続くと見込まれる中空知圏域、当市において開業をご決断いただくということは簡単なことではないものと考えてございます。制度の広報、周知に努めながら、お問合せをいただいたときには努めて丁寧に制度内容についてご説明申し上げて協議を進めていくことを想定しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 最後の質疑といいますか、要望にしかならないのかなとは思いますが、4点目のところです。その体制、この条例の成否はやはり体制の柔軟性にかかっているなど、他の自治体の事例を見ても私はそこは強く感じるところであります。確かにスタート段階ではふれあいセンターの中で兼務ということで進めていくということにはなろうかと思いますが、進展を見ながら、そこは柔軟に組織体制も含めて考えていくことが私は非常に重要だと思っていますので、そこは事業を進めていく中でいろいろな部分が見えてくると思いますので、そこはその時々に応じて柔軟に組織体制も含めて私は考えていただきたいなと思います。4点目は、その問題です。

5点目ですけれども、先ほどコンサルのお話が出ていましたけれども、行政の持っている統計のもので一番確実な未来予測というのは、やはり人口統計なんですよね、厚生労働省が出しているような。そこが未来予測で一番役に立つ統計なんですけれども、それを見るとやはり厳しいと、客観的に見て厳しいというのがコンサルを通じてそういう認識になるのは私もやむを得ない部分はあるかなとは思いますが、そうだとした場合でも当地域の現状を鑑みて、何とか誘致につなげていきたい。そこは全市挙げての誘致をする。ドクターを歓迎したいなとも私も思っております。実現まで場合によっては年単位の時間がどうしてもかかるのかなというのは当然覚悟はしておりますけれども、変化等、あるいは体制等も含めて何か動きがあったら、随時委員会と議会に報告していただきたいなということ要望して終わります。

以上です。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第15号から第19号、議案第22号、議案第25号から第27号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号から第19号、議案第22号、議案第25号から第27号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 （登壇） それでは、私から市政執行方針及びそれに関連する令和7年度一般会計予算案について質疑をいたします。

今回は、JR砂川駅のバリアフリー化1点のみの質疑になります。昨年3月にも同じ内容で質疑をしていますが、今回改めて質疑をする理由として、1つ目に、この1年でJR

砂川駅のバリアフリー化について予算書や執行方針を読んでもどのように進んでいるのかよく分からなかったこと、見えなかったこと、2つ目に、まち歩きの中で市民からの要望が引き続き強いこと、3つ目に、砂川駅工事に当たっては密接に連動する新幹線札幌開業時期に動きがあったことから、今回改めて質疑させていただき、市の見解をお伺いしたいと思っています。

まず初めに、飯澤市長の令和7年度の執行方針では、ＪＲ砂川駅バリアフリー化についての部分を簡単に読み上げますと、「市民が安全で快適に移動するために必要なＪＲ砂川駅の設備改善につきましては、ＪＲ北海道とバリアフリー化の早期実現に向け、協議を続けておりますが、新幹線札幌延伸工事に伴う技術者不足の影響などに伴い、設備改善に向けた協議を進めるには時間を要すると示されておりますので、今後も課題を1つずつ整理し、方向性を見いだすことができるよう、粘り強く協議を続けてまいります」と書かれています。今読み上げた市長の執行方針について昨年の内容と比較すると、どちらも7行にわたって書かれておりまして、2文字だけの変更になっています。「ついては」の部分が「つきましては」となっておりまして、内容の部分の変更はありません。ほぼ同じとなっています。予算案を見ましても、令和6年度が14万9,000円でありまして、新年度の令和7年度も14万9,000円ということで、何も変更がないように見られます。これら執行方針の文面と予算の数字を見る限り、何も動きがないように見られますが、令和6年度1年間において市長をはじめとする砂川市のＪＲ北海道への要望活動や協議事項、協議状況を含めた取組の状況と新年度である令和7年度の予算ではどのような取組を進めていくのか、本年度と新年度の違いについてお伺いします。

まずは1回目の質疑とします。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 （登壇） ＪＲ砂川駅のバリアフリー化についてご答弁申し上げます。

まず初めに、令和7年度の新年度予算を計上するに当たりましての令和6年度、本年度におきます取組状況、要望状況、これについてご説明いたします。ＪＲ砂川駅のバリアフリー化につきましては、早期実現に向けましてＪＲ北海道側と継続的に協議を続けてきております。令和6年度におきましては、ＪＲ本社に直接2回、そして砂川駅の構内において立会いを1回、直接協議を行っております。そのほか、電話ですとかメールですとか、こういった部分での情報交換を随時行っております。そして、当初からありますエレベーターの設置、そして東口の整備、このいずれの計画におきましても計画の内容自体はＪＲ北海道さんには理解をいただいているというところがございます。道内におきましてもまだバリアフリー化が実現していないほかの自治体もある中で、ＪＲ北海道ではバリアフリー化はまだ実現していないという自治体の中での優先度は砂川市は高いとお話は聞いております。

また、要望活動に当たりましては、やみくもに要請を続けるということではなく、砂川市の状況、駅前の状況、例えばまちなか交流施設建設ですとか、市内の企業、工場等への観光客が増えていると、こういうような状況ですとか、あるいは駅前ホテルの再整備の計画ですとか、こういった状況の変化につきまして都度ご説明を申し上げまして、砂川駅の設備改善の必要性ということを協議しているというところでございます。また、先ほどのお話にもありましたけれども、ＪＲ北海道の状況ということで北海道新幹線の札幌延伸工事がさらに大幅に遅れようとしているという状況、さらに国策でもあります次世代半導体の工場の建設、こちらにかなりの人員が割かれているということで、ＪＲでは人的な部分で非常に厳しいというようなお話をいただいているところでございます。

また、本年度におきましては、なかなかバリアフリー化が実現しないという中で応急処置としてのいわゆる簡易昇降機、車椅子ごと乗れるようなリフト、これについて具体的に協議を進めたところでございます。これを製作しているメーカーですとか、こういった方にも立ち会っていただきまして、このリフトの設置につきましてはある程度実現性が、現実性があるという状況でございますけれども、いろいろお話を進めていく中でまたちょっと違った問題が出てきてまして、札幌方面の跨線橋を改めていろいろ調べましたところ、構造が特殊になっておりまして、レールを使っているんですね。レールと鉄骨を組み合わせるというかなり特殊な構造になっておりまして、これの強度計算が非常に難しいということが浮かび上がってまいりました。同じものを復元して強度計算するという方法もあるようなんですけれども、この部分が容易ではないということと、あと実際にこのリフトをつけるに当たりまして人の配置が必要であるということ、人をつけなければならないと。さらに、例えば車椅子を使った場合、電車にスロープをかけてその方を電車まで乗せるという作業も含めて全て自治体が負担するという条件を提示してきております。このような条件の下にこのリフトの考えを進めていきますと相当高額な費用がかかるということが見えてまいりまして、応急処置としての対案としては、かなりコストがかさみ過ぎるということで、これについてはまだ予算計上に至っていないということも６年度中に協議してまいりました。

そのようなことも含めまして、最終的には令和７年度予算におきましては都市計画費でＪＲ砂川駅設備改善事業に要する経費ということで令和６年度と同様の予算計上となっております。新たに計上するべきものはなかったんですけれども、いずれにしても、先ほどの話にもありましたけれども、ＪＲ北海道の状況、そして北海道新幹線の延伸工事がさらに延期されようとしている中で、今までその延伸工事の完了が目安になっていたんですけれども、これが非常に非現実的に、先送りになってきているということも踏まえまして、これに対してどういう取り組み方をしていけばいいのか、そして市にとってしっかりと有益な事業となるように、情報交換ですとか事務レベルでの打合せ、これをまず今後もしっかりと取っていききたいと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 それでは、ここから2回目の質疑をしていきます。

建設部長から今答弁をいただきましたけれども、一部重複するかもしれませんが、改めてここで本質疑の基礎や前提となっている部分をちょっと整理して、皆さんで共有しながら論点に進めていきたいなと思うんですが、まず砂川駅の改札に入りますと、滝川と旭川行きというのはいいんですけれども、岩見沢、札幌行きの上りホームには階段で自分の足で上り下りするしかなくて、お年寄りや身体の不自由な方が非常に不便だという声が長年にわたって上がっていました。これを受けて、砂川市では今から15年ぐらい前から、駅の橋上化ですとか、エレベーターの新設ですとか、駅の東側にもう一つ改札口を造ったらどうかと構想したり、いろいろ模索をして、ＪＲに次々と働きかけを行っています。一方で、その工事の扱いについては、ＪＲ北海道が工事を発注することが前提になっており、砂川市がその代わりになって発注をしたり工事を行えないと聞いております。また、ＪＲ北海道が行う工事については、本来その費用はＪＲ北海道が持つべきですが、砂川市は肩代わりをするというか、全額負担をするという非常に太っ腹なことを伝えているのにもかかわらず、ＪＲ北海道は技術者の不足などを理由に新幹線札幌開業後までは工事はできないと先延ばしの返答になっているという現状であります。また、補足として駅にエレベーターがないというのは札幌駅から旭川駅までの区間にある7つの特急停車駅の中で砂川駅のみとなっている現状にあります。

これを踏まえた上で本質疑の論点に移っていこうかなと思うんですが、これまでＪＲの回答として、北海道新幹線の札幌延伸終了後までは砂川駅のバリアフリー化の工事には着手できないというような内容でした。これは、早くても5年後の2030年がスタートという意味をするようなものでした。しかし、最近の報道を見ますと、北海道新幹線の札幌延伸、つまり開業時期が2038年に遅れるということが発表になりまして、そこから砂川駅の工事がもしすぐに完成できたとしても13年後という先延ばしになっております。さらに、3日前、議会開会中ですが、先週の土曜日の北海道新聞の1面トップには、この新幹線開業について札幌延伸2040年代もという主見出しになっています。仮にそうならば、今から15年以上も先という可能性があるということを示しています。

私がまち歩きをしていて、関心のある市民の方と意見交換したときに、13年後、15年後、そのときにもう私は生きていないからというような半ば諦めのような声も上がっています。今困っている人に実現の希望がないといえますか、自分では使えないと感じているように思いました。そこで、私は砂川駅のバリアフリー化についてこれまで砂川市が取り組んできたこととか汗を流してきたことというのは非常に評価していますし、この先も全面的に協力をしていきたいなという気持ちでいっぱいなんですけれども、ただこれだけ重要な砂川市の課題であるにもかかわらず、どんなことが障害になって前に進んでないのかということが市民にさっぱり伝わっていないということがあります。例えば先ほど言い

ました砂川市が工事の全額負担をしたとしてもＪＲは工事の着手をしないというようなことは、市民に伝わっていません。そもそもどのような闘い方だとか構想で進めているのかということを知らない人も結構います。ただただ市民の人たちは、エレベーターがつかないよねというような、何をやっているんだというような声が非常に大きいです。

私は、そういう意味では砂川市の発信力がちょっと足りないんじゃないかな、もったいないんじゃないのかなと感じています。例えばこういった課題みたいなものを広報すなわで改めて特集を組んでみたりですとか、ホームページで掲載をするなどして考え方を伝えて、市民と意見を情報共有をしていくということが必要なのではないのかなと思っていますし、ひいてはその思いというのはＪＲにも伝わっていくんじゃないのかなと思っています。具体的には、エレベーター案だとか、東改札口構想だとか、橋上化案だとか、今はどれも取り下げていないのかなと思いますけれども、これまで考えてきたことをしっかり伝えて、どのように闘っているのか、その結果、状況なども踏まえてお知らせする必要があるんじゃないのかなと思います。

さらに言えば、去年の３月議会の質疑の中で、私は私の考え方として市役所に懸垂幕を掲げるぐらいの意気込みと、砂川市の悲願であるという旨をＪＲに伝えるべきだというように発言しましたが、今もその考えに私は変わりはありません。先ほど建設部長が話していましたけれども、今後の取り組み方、進め方についてですが、このままでは新幹線の開業遅れ、北広島のボールパーク駅の新設ですとか、千歳線の複線化など様々やる工事が控えているみたいですので、砂川駅の工事というのはますます後回しになってしまうという可能性が高いと考えます。待っているだけではなくて、これから提案していくことというのがすごく大事なのかなと思いますので、新たな期成会をつくって市民総意で運動として盛り上げていくですとか、例えば先ほど言いましたＪＲ北海道が技術者が不足していて工事に着手できないというのであれば、逆に砂川市役所で、これはあり得ないかもしれないですけれども、ＪＲ北海道に技術者の派遣を逆に行って砂川駅の工事をしてもらうだとか、これまで行ったことのないようなケースも提案するなどして、早期に着手できるようなあらゆる角度からアプローチする施策を考えていくべきだと、提案していくべきだと考えます。今このようにＪＲをめぐって大きな動きがある中で、これら市民との情報共有の考え方、今後の取り組み方について、また方針の変更はあるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

１０分間休憩します。

休憩 午前１０時５６分

再開 午前１１時０５分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

伊藤俊喜議員の総括質疑に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 2回目のご質疑に対しましてご答弁申し上げます。

まず、これまでの経過も含めまして市民の皆様への情報発信というところにつきまして、しっかりと確定しないものに関して情報発信するというのはなかなか、市民不安を招きかねないという部分もございますので、ちょっと慎重になってきた部分もあるんですけれども、市民の皆様が気に留められている部分についてはこういった形で情報発信ができるのかというのはしっかり考えてまいりたいと思います。

そういったことも含めまして、今後の取り組み方といいますか、その辺の考え方なんですけれども、お話にもありましてとおり、費用負担という部分も砂川市でという部分でこれまで協議を進めてきておりますけれども、J R北海道側の一貫した姿勢は、北海道新幹線の延伸が終わるまでは無理だということを一貫して崩そうとしていないという状況にある中で、昨今の報道のとおり2038年度末、場合によっては2040年度以降という昨今の報道もありますので、目安としては非常に非現実的になってきているという状況でございます。

また、最近の砂川駅の状況を見ましても、人員の削減、そして窓口の縮小が着々と進められているようで、公には何も伝わってきませんけれども、現実的にはもう無人駅化が進められているのではないかという懸念も持っております。また、道内の各路線、各地でも安全、保安面で非常に不安定な要素が見られるという、こういったもろもろの状況を見ている中で、J R北海道という企業が非常に不安定な状態になっているのではないかという認識に至っております。交渉の相手方がこういうような状況であるという中で、果たしてどのように交渉を進めていけばいいのか、どう協議を進めていけばいいのかというのも流動的になっておりますので、話合いのテーブルとしてはだんだん厳しいものになってはいるんですけれども、J R砂川駅のバリアフリー化、これにつきましては喫緊の重要課題であるということですので、市の状況をきちんと伝え、市民の声もしっかりと伝えていくということで粘り強く交渉を続けてまいりたい、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 伊藤俊喜議員。

○伊藤俊喜議員 それでは、3回目、最後の質疑になります。

私が新聞記者時代、今から5年ほど前に取材して記事にしたことであります。2020年1月7日に開かれた新年交礼会で、当時の市長が集まった市民を前に年頭の挨拶をされまして、その内容というのは、「多くの自分の公約は達成できたけれども、砂川駅バリアフリー化については公約未達成である。何とか形に見えるようにしていかないと私は死んでも死に切れない。砂川市が工事の全額を負担してもいいと言ってもできなかった未達成の悔しさがある」というようなお話をされていました。それくらいこの問題というのはハードルが高いという難しさを示していると同時に、市長の強い覚悟というものが伝わってきます。

今の時点では早くて13年後の着手ということになります。でも、それができたらいいですが、13年前の約束なんていうのは誰も分かりません。相手がある話ですし、さらに言えば民間企業が相手であり、厳しい交渉先であるというのは分かっていますが、JR砂川駅のバリアフリー化というのはこの先も砂川で安心して暮らし続けるために必要な設備、施設でありますし、現在の砂川市の重要な課題の一つであります。昨年3月にもこの場所で私が総括質疑をした飯澤市長の答弁でも、市民のナンバーワンの要望という認識とお話をされています。私を含め、ここにいる多くの市議会議員も共通の認識であると考えます。一年でも工事を早く着手するために、もっと踏み込んだアプローチの仕方が必要なんじゃないのかなと思います。そろそろ従来手法とは違った考え方の転換点になる時期なのかなと考えます。

そこで、最後に飯澤市長に北海道新幹線札幌開業の延期についての率直な感想と今後の進め方など、また改めて市民にお伝えしたいことや思いについてあれば伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） ただいま伊藤俊喜議員からの質疑でございますけれども、砂川駅のバリアフリー化については本当に長年の懸案事項でありまして、伊藤議員ご指摘のように今一番市民の方々から要望の強い、生活していく上で要望の強い案件だと認識してございます。先ほど来、砂川市が費用を全額負担しても、それでもバリアフリー化を進めさせていただきたいということは再三事務レベルでも伝えているところでありまして、事務方では協議を続けているところでございます。札幌と旭川をつなぐ市の中で特急が止まる駅、これでエレベーターというか、バリアフリー化がされていないのは砂川市だけでございます。

この要望につきましても、空知の総合開発期成会の中でもそういった話をさせていただいたりですとか、昨年は浦本副知事のところにも参りまして、その旨を伝えさせていただいております。副知事も砂川の状況というのは認識していただいております。JR担当にも指示をしていただいております。また、東京に行った際も、国土交通省の鉄道局の次長がいらっしゃるんですけれども、そこにも北海道の状況、砂川の状況というのを伝えさせていただいて、何とかバリアフリー化を推進できるよう後押しをしていただきたいというようなことも要望しておりますし、管内国会議員の方を通じてJRに伝えていただいておりますし、そういうような要望は伝えている、要望活動はさせていただいております。

ただ、今回北海道新幹線、2038年、2040年以降になるのではないかなというような報道もございまして、大きな転換期を迎えているのかなというのは私も感じてございます。これは、今までの事務方の協議は当然続けてまいりますけれども、私としてもJR北海道の本社にも行く機会が何とかできますよう、各方面の方々と協議をしながら砂川の思

いを伝えさせていただきたいと思っております。また、状況を見計らいながら、タイミングがあらうかと思っておりますけれども、東口の際にも期成会をつくって要望してございます。そういったことも市民団体を通じながら一緒に活動をしていきたい、そして要請活動をしていきたいと、そのように考えてございます。まずは、本当に5年、10年、20年後ではなくて早い時期にバリアフリー化が達成できるような活動をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 （登壇） 私は、市長の市政執行方針において健康づくりにおきまして、1つ目としては带状疱疹の予防接種事業、2つ目としては健康ポイント事業のアプリ導入について質疑をします。

疾病予防の推進では、本年度から带状疱疹ワクチンが国より原則65歳以上の方、60歳から64歳の方で一定の基礎疾患がある人を対象に定期接種化されることから、医療機関の協力の下、接種体制を整備するとともに、罹患するリスクが高くなる定期接種外の50歳から64歳の方についても市独自に接種体制に加えて接種費用の助成を行うと述べておられます。

そこで、1点目に带状疱疹予防接種事業の内容について伺いますけれども、7点あります。1つ目、50歳から64歳が対象ということについて何名おられるのかについて伺います。

2点目として、ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンがありますが、生ワクチンだと接種回数1回、不活化は2回で2か月間の間隔を置かなければならない。持続期間は、生ワクチンが数年から10年程度、不活化ワクチンは10年以上となっているようですが、砂川市の助成額について生ワクチンなのか不活化ワクチン、どちらが対象なのかなどを伺います。

3点目として、使用するワクチンについて。

4点目、接種体制の整備について。

5点目としては、コロナワクチンのように健康被害、副反応の心配があるのか、障がいが生じた場合の救済制度などはあるのか。

6点目としては、例えば国は65歳以上が対象になると思いますが、65歳以上の方が今回受けなかった場合は助成を活用しての接種は受けられなくなりますが、市の助成と併せて詳しい周知も大事かと思いますが、どのようにしていくのか伺います。

7点目として、今後のスケジュールについて伺います。

2つ目として、健康づくりにおいてすながわ健康ポイント事業に今回スマートフォンのアプリを導入する内容について、どのような利便性があるのか伺います。また、周知をどのようにしていくのか伺います。

以上、1回目の質疑です。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） まず、带状疱疹予防接種事業についてご答弁申し上げます。

最初に、接種対象となる５０歳から６４歳の人数についてであります。国は带状疱疹の重症化予防などを目的に令和７年度より带状疱疹ワクチンの接種を予防接種法に基づく定期接種に位置づけ、対象年齢については罹患等の疾病負荷が増加する７０歳頃にワクチンの効果が十分発揮されるよう、原則６５歳に定めるとともに、６６歳以上の方にも接種機会を設けるため、７０歳から１００歳までは５歳刻み、１００歳以上は令和７年度に限り全員を対象とする経過措置を設けたところであります。また、市では、実際の発症例が５０代から見られ、重症化リスクも高いことから、市独自施策として５０歳から６４歳までの方も含めて带状疱疹ワクチンの接種事業を開始するものであります。対象者の人数及び接種率を乗じた接種見込みの人数につきましては、５０歳から６４歳までの方が合わせて約３，１００人に対し、接種率は先行自治体の実績から５％に設定の上、約１６０人の接種を見込んだところであります。６５歳以上の方については、接種率に関し、過去に同様の経過措置が設けられた高齢者肺炎球菌ワクチンの接種実績を参考に、８０歳までの５歳刻みの方は合わせて約９００人に対し、接種率２０％で約１８０人の接種を、８１歳以上の５歳刻み等の方は合わせて約４８０人に対し、接種率１５％で約７０人の接種を見込んだところであります。

次に、助成対象となる带状疱疹ワクチンの種類についてであります。国から定期接種で用いることが定められたワクチンは、生ワクチンである乾燥弱毒生水痘ワクチン及び不活化ワクチンである乾燥組換え带状疱疹ワクチンの２種類があります。これらは有効性、持続期間に違いがあり、生ワクチンは１回の接種で７年程度、不活化ワクチンは２回の接種により１０年程度効果が持続するとされ、接種を希望される方はいずれかを選択し、接種するものであります。市では、市内診療所等により取り扱うワクチンが異なることを踏まえ、両方のワクチンを助成対象とするものであり、国から示された標準的な接種費用等を参考として、生ワクチンは接種費用８，０００円のうち、自己負担金を３，０００円に、不活化ワクチンは１回の接種につき接種費用２万３，０００円のうち、自己負担金を９，０００円に設定する予定であります。

次に、带状疱疹ワクチン接種に当たり、使用するワクチン、先ほど申し上げましたとおり市内の診療所等により取り扱うワクチンが異なることを踏まえて、５０歳以上の接種希望の方に生ワクチンと不活化ワクチンのいずれかを選択していただいて接種を受けていただくものであります。なお、接種に要する予算額につきまして、２つのワクチンの選択率を加味して算定しておりますが、先行自治体の実績を参考に生ワクチンを２割、不活化ワクチンを８割と見込んでいるものであります。

続きまして、接種体制の整備についてであります。既に空知医師会と事前協議を行い、

令和7年度当初より市と締結する予防接種の委託事業の中に带状疱疹ワクチン接種事業を加える予定で準備を進めているところであります。つきましては、市内診療所等の4か所及び市立病院において原則65歳以上の方の定期接種及び市独自で助成対象とする50歳から64歳までの方の任意接種が可能となる体制を予定しておりますが、医療機関によっては不活化ワクチンのみを取り扱う見込みとなっております。

次に、この接種に関しての健康被害と副反応の有無、救済制度であります。带状疱疹ワクチン接種後の主な副反応について厚生労働省のホームページを参照いたしますと、生ワクチンでは皮膚が赤くなる症状が30%以上、かゆみ、熱感、痛み、腫れなどが10%以上、発疹、倦怠感が1%以上の割合で見られることがあり、不活化ワクチンでは痛みが70%以上、皮膚が赤くなる症状、筋肉痛、疲労が30%以上、頭痛、腫れ、発熱、悪寒、胃腸症状などが10%以上、かゆみ、倦怠感などが1%以上の割合で見られるという副反応の発現割合について記載されております。また、同省が作成しているリーフレットには、頻度は不明ですが、生ワクチンではアナフィラキシーや無菌性髄膜炎等が、不活化ワクチンではショックやアナフィラキシーが見られることがある旨記載されております。このように、予防接種は感染症を予防するために重要なものでありますが、極めてまれではあるものの副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられているところであります。定期接種や臨時接種による健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく健康被害救済制度が、任意接種の場合には独立行政法人医薬品医療機器総合機構による救済制度が設けられており、医療費や障害年金等の給付に関し、带状疱疹ワクチンの接種についても適用されるものであります。

次に、ワクチン接種に係る周知方法について、令和7年度における定期接種の対象者について具体的に申し上げますと、7年度中に65歳となる方及び実年齢で60歳から64歳までの方のうち、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方のほか、65歳を超える方の5年間の経過措置として、7年度中に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方、7年度に限り100歳を超える方が対象となるものであります。このように5年間の経過措置が設けられたことにより、対象となる方は毎年度変わっていくことから、定期接種の対象となる方には接種対象となる年度に個別に案内文を送付の上、併せて当該年度内に接種を希望されない場合、後年時に接種を受ける際には任意接種となってしまう、助成の対象外となる旨を明記することで周知に努めてまいります。また、市独自で接種対象に加える50歳から64歳までの方の任意接種につきましては、広報紙及び市ホームページに掲載するほか、市内の接種医療機関においてもチラシの掲示を依頼する予定としております。

続きまして、ワクチン接種の今後のスケジュールにつきまして、4月に広報紙及び市ホームページにおいて接種事業の対象者、ワクチンの種類、自己負担額、接種可能な医療機関等について周知を行うとともに、65歳以上で定期接種の対象となる方には予診票を同

封の上、4月中旬をめどに案内文を個別に送付する予定であります。また、任意接種として市独自で接種対象に加える50歳から64歳までの方につきましては、広報紙及び市ホームページ等を御覧の上、ワクチン接種を希望される場合、ふれあいセンターへ申込みのご連絡をいただき、受付後に予診票を同封の上、案内文を送付する予定としております。

続きまして、すながわ健康ポイント事業のアプリ導入についてご答弁申し上げます。健康ポイント事業につきましては、特定健診、がん検診等の受診率の向上とともに、生活習慣の改善及び健康づくりへの動機づけを図るため、令和元年度より実施しておりますが、これまでの実績として事業参加者のうち60代以上の方が約7割を占めていることから、50代以下の方にも本事業の認知度を高め、参加への動機づけとなるような改善策について内部協議を行っていたところであり、令和7年度よりスマホアプリを導入することで申請手続やポイント付与について利便性の向上を図り、20代から50代までの年齢層の方にも参加しやすい環境の整備を進めるものであります。

具体的には、これまでの本事業への参加申込みに当たっては、ふれあいセンターに申込書を提出される場合でもインターネットで申込みを行う場合でも紙のポイントカードを受領するためには来所していただく必要がありましたが、アプリ化することにより、参加申込みもポイントの管理もアプリ上で可能になるため、来所されずに参加できるよう改善するものであります。対象事業に参加された際、受付等で表示されるQRコードを読み取ることでポイントを獲得し、その時点における獲得ポイントが一目で分かるよう表示されるほか、これから獲得できるポイント対象事業を確認できる画面もあり、さらなるポイント獲得に向けた意欲の喚起につながるものと考えております。また、スマホを活用した新たな対象事業として、いきいき体操の動画を視聴された際にポイントを付与するメニューを加えることで自宅等における運動機能の低下を防ぐ活動を奨励するとともに、広報紙に掲載している健康だよりなどの情報を読んでいただき、記事中のQRコードを読み取ることでポイント獲得が可能になるなど、若い世代の方にも健康増進に向けた意識の啓発につながる効果が期待されるものであります。

周知方法につきましては、4月に広報紙及び市ホームページなどで本事業へのアプリの導入についてお知らせする記事を掲載し、その中で本事業の参加希望者のうち、スマホ操作が苦手な方を対象としたアプリのダウンロードや参加申込みの入力方法などについて説明する機会を設けること、従来からの紙のポイントカードによる参加も可能であることも併せて周知を図る予定としております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

今の部長の答弁でほとんど理解をしたんですけれども、带状疱疹のワクチンの接種関連につきましてですけれども、1回目の答弁の中で助成の対象となる带状疱疹ワクチンの自己負担額については生ワクチンが3,000円、不活化ワクチンが9,000円を予定し

ているということでありましたけれども、今回このような金額設定とした理由、背景についてお伺いしたいと思います。

それから、健康ポイント事業におけるアプリの導入に関連してですけれども、1回目の答弁の中ではスマホの操作が難しい方に説明する機会を設けるということでありましたけれども、ここは非常に大切かなと思っておりました。それで、具体的にどのように、お年を召した方、そういう難しい方に対して具体的にどのように実施をしていくのかということについてお伺いします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 まず、ワクチンの自己負担の設定につきましてご答弁申し上げますが、これまでの予防接種法に基づく個人の発病あるいは重症化予防に重点を置くB類疾病として実施してきた定期接種としては、インフルエンザワクチン、新型コロナウイルスワクチン、さらに高齢者肺炎球菌ワクチンと、これらについてはいずれも定期接種の対象者の方の自己負担額は接種費用の3割程度としてきたところであります。今回同じB類疾病でありますこの带状疱疹ワクチン、市独自に50歳から64歳までと幅広い年齢の方も対象とすることから、自己負担の設定としては4割程度ということで予定させていただいております。既に先行自治体で带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を行っている自治体が730程度ございますけれども、その自己負担額の平均は生ワクチン、不活化ワクチン、いずれも5割となっておりますので、当市においては少ない自己負担で接種いただける体制としたところであります。

次に、スマホの操作についての言わば説明の体制ということでもありますけれども、アプリによる事業に参加いただくに当たって、なかなかダウンロードなどが不得手という方もいらっしゃるかと思いますが、そういった方に説明させていただく機会を設けるものでありまして、具体的にアプリはスイートロードスタンプラリーで使用されておりますオアリプラスを予定しておりますけれども、そのダウンロード方法、また参加申込みの方法、ポイント獲得のためのQRコードの読み取り方法など、ふれあいセンターにおいて5月中の約1週間に予約をお受けして、1日当たりおよそ50人までを対象として説明を行うものであります。また、6月、10月の国保特定健診の実施日にも同様の説明会を設ける予定としておりまして、利便性の高いスマホアプリでの参加について積極的な対応を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 （登壇） それでは、議案第7号 令和7年度砂川市一般会計予算の歳出の関係で総括質疑をさせていただきます。

7款商工費、1項商工費、5目駅前地区整備事業費にて工事請負費667万7,000円と計上されており、その中で屋外分煙施設設置工事が提案されたところでありますので、これに関連して総括質疑をしてまいりたいと思います。まずは、1点目に屋外分煙施設に

についてお伺いしたいと思います。提案説明もありましたが、その中では詳細なことが分かりませんでしたので、改めてお聞かせいただきたいと思います。どのような施設なのか、概要ということでもう少し具体的にお聞かせください。そして、設置場所は駐車場と説明をされておりましたが、駐車場のどの場所、どの辺りを予定しているのかもお聞かせいただきたいと思います。それと、屋外分煙施設の維持管理はどのように becoming のでしょうかもお聞かせいただきたいと思います。

そして、2点目に、提案説明では駅前地区整備の駐車場とのことですが、そもそもこの駐車場は公の施設と私は思っているんですが、これは公の施設なのかどうか、確認も含めて聞かせていただきたいと思います。

次に、3点目であります。屋外分煙施設の設置については、基本計画並びに実施設計時でも何一つ話がなく、そして社会経済委員会においては説明がされておらず、議論もされていないと思います。唐突に提案がされたものと私は思っておりますが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

4点目ではありますが、提案説明でもありましたけれども、屋外分煙施設を設置することとなった経緯、あるいは理由ということについてさらに詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、5点目ではありますが、予算づけして屋外分煙施設を設置することは市として喫煙を積極的に認めることにつながると私は考えます。健康づくりの観点からも、がん発症の要因の一つに喫煙があり、市はこれまで平成28年12月に砂川市がん対策推進条例を制定して取組をされ、令和6年度にスタートした、健康すながわ21第3次計画において、喫煙は肺がんをはじめ多くのがんや循環器疾患に共通した主要なリスク要因であるとも述べられております。さらに、北海道では令和2年3月に北海道受動喫煙防止条例も制定されております。このように本市は市民の健康づくりへ積極的に取組を行っていることから、このたびの屋外分煙施設を設置すべきではないと私は考えておりますが、ここで市はどのような考えをされているのかをお伺いしたいと思います。

以上、1回目の総括質疑といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 それでは、駅前地区整備事業費の屋外分煙施設設置工事の関係について今ほど5点ほど質疑がありましたので、順次ご答弁申し上げます。

初めに、屋外分煙施設はどのような施設で、設置場所や維持管理は誰が行うかというご質疑だったと思いますが、屋外分煙施設とは、屋外における喫煙場所と非喫煙場所を物理的に分離してたばこの煙が非喫煙場所に流れ込まないように対策をした喫煙を目的とした施設であります。今回予定している施設におきましては、パーティション型といたしまして、広さは3メートル四方、壁の高さは2.1メートル、出入口はクランクを設けて出入口からの煙の流出を防ぐ仕様としております。また、壁の下に20センチ程度の吸気用の

隙間を設けて、空気の流れを下から上に流れる構造とすることで煙が真上に流れ、高い位置で外気の気流によって煙が拡散するため、施設利用者や歩行者に対しての分煙対策が取られているものになっておりますが、一度に使用できる適正な人数は4人から5人までとなっております。なお、この施設は、厚生労働省が定めている屋外分煙施設の技術的留意事項に沿った仕様で整備をするものであります。

設置場所につきましては、北海道の受動喫煙防止条例にのっとり、周囲の人通りに配慮する必要があるため、イベント時など多くの人が集まる広場を含めた施設周辺ではなく、不特定多数の人が立ち寄らない駐車場の南側に設置する予定としております。設置するに当たっては、周囲のスペースを確保し、喫煙する方、駐車する方の双方の安全に配慮して設置する予定としております。維持管理については、施設周辺を清潔に保つための清掃をはじめ、冬期においては除雪などの維持管理業務が発生しますが、屋外分煙施設はまちなか交流施設の設備の一つとしての位置づけになりますので、指定管理者において維持管理を行うことになります。

次に、まちなか交流施設の駐車場は公の施設としての認識でよいかということですが、まちなか交流施設は地方自治法第244条で定められている住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するため普通地方公共団体が設置する公の施設でありますので、施設に附属する駐車場においても公の施設としての位置づけになります。

続きまして、どうしてこのような形で提案することになったのかという内容だったかと思いますが、施設の運営等についてはこれまで駅前施設運営協議会において協議を重ねてきたところでありますが、令和6年2月の運営協議会において屋外喫煙所の必要性について意見があったことを踏まえ、市において施設の設置目的や利用計画、周辺地域等への影響などを考慮して必要性について検討を行った上で、10月の運営協議会において協議会としての喫煙所の設置の意向を協議し、設置する方向で意見が取りまとめられたところでございます。また、令和6年4月に総務省より各種の税務担当等へ発出された地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進についての通知もありまして、設置する方向で設備の形態や設置費用、設置場所等の検討を進めてきたところでございます。

社会経済委員会への説明については、施設の新設の設備でもありますので、設備の形態や設置場所などを決定した上で報告をする予定でありましたが、設置の形態などによって設置費用の変動が大きく、様々な形態を検討してきた結果、最終的に意思決定をするまでに時間を要したことから、今回令和7年度予算において提案するタイミングとなったところでございます。

次に、設置に至った経緯、経過ということでございます。屋外分煙施設の設置に当たりましては、市内の経済団体等で組織し、施設の運営等を協議する駅前施設運営協議会の令和6年2月に開催した協議会の中で飲食を伴うイベントの際の屋外喫煙所の必要性につい

て意見があったことを踏まえまして、設置について検討を進めることとしたところであります。市といたしましては、イベントなどで不特定多数の人が集まることによって懸念される施設周辺での喫煙による受動喫煙や吸い殻の廃棄などによる周辺環境の悪化などの課題を整理し、１０月に開催した運営協議会において、これらの懸案事項を解決すべく、協議会としての喫煙所の設置意向の協議を行ったところであります。

協議会での協議においては、周辺が臭くなるなどの否定的な意見もありましたが、「外で喫煙をしている姿は見栄えが悪い」、「喫煙をして目立つよりもきちんとしたものがあって、そこで吸うほうがよい」や「喫煙所がある場所はそこ以外で吸っている姿は見当たらない」、「施設周辺で喫煙するのであれば、きちんとした場所を設置したほうがよい」などの意見がありまして、協議会での協議としては設置する方向で意見が取りまとめられたところでございます。市といたしましては、それら協議会での協議をいただいた市民意見については尊重すべきものと考えておりますので、健康増進法や北海道受動喫煙防止条例、砂川市がん対策推進条例、他の公共施設との兼ね合い、さらには具体的な設備の形態や設置費用、設置場所などについて検討を行いまして、分煙化を推進し、受動喫煙防止対策に効果的なものであることから、設置することとしたところであります。

次に、砂川市はこれまで健康づくりに取り組んでいるところ、なぜ屋外分煙施設を設置するのかという質疑だったかと思いますが、砂川市においては受動喫煙の防止対策を定めたがん対策推進条例や、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の実現を目指す健康すながわ２１などを策定して市民の健康増進に取り組んできているところであります。それらの条例、計画においては喫煙が体に及ぼす影響やその普及啓発、喫煙及び分煙の推進がうたわれており、喫煙しないことが健康増進の最良の方法であることは明らかであります。そのような中でも、喫煙者は近年減少傾向にあるものの依然として喫煙者がなくなるのが現状であります。そのような社会環境を踏まえ、非喫煙者の望まない受動喫煙を防止することが市民の健康増進につながるものでありますので、まちなか交流施設においても施設周辺での無秩序な喫煙を防止し、身体に悪影響を及ぼす受動喫煙の発生や吸い殻の廃棄による環境悪化を防止するため、屋外分煙施設を設置して喫煙者、非喫煙者の双方が快適に利用できる環境を整備するものであります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員の再質疑は休憩後に行います。

午後１時まで休憩します。

休憩 午前１１時５２分

再開 午後 ０時５９分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて総括質疑を続けます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、再質疑ということでさせていただきたいと思います。

今ほど答弁をいただいた中でまだ若干分からない部分もありますので、詳細も含めながら、また考え方も含めながら聞かせていただきたいと思います。まず初めに、施設の概要ということで答弁をいただいたところではありますが、私もお聞きして初めて分かりました。こういう施設は開放型か、もしくは閉鎖型かといった部分で大きく2つに分かれているということでは、基本的にこれは開放型なんだなと。要はパーティションで3メートル四方、高さが2.1メートル、入り口はクランクを造りながらということで、基本的には吸ったタバコの煙はそのまま下から真上に上がって拡散するといったことで、そういった説明をいただきながら、驚きもしております、正直。これで受動喫煙は大丈夫なのかなといったことがあるんですけども、そこでお聞かせいただきたいのは、施設の場所、駐車場の南側ということでありましたけれども、あそこは西1条側と西2条側があつて、東西に長く駐車場があります。南側と言われても、西1条側のところなのか、もしくは西2条側のところなのか、もしくは図面でもあったように、私が見たところ南側には街灯もありますので、どの辺りに設置を考えているのか、この辺も聞かせていただきたいと思います。

何せ総括なので、全部まとめてということになるかと思いますが、それでこの関係からも含めて、先ほどでは駐車場も公の施設ですよということも確認をさせていただきました。私は、基本的には今回のすなわちの建物施設から駐車場は公の施設なのだという思いも持っていましたから、そのとおりなんだなと思うんですけども、そうすると私は公の施設というのは喫煙をするというのはどうなのかなと、基本的には禁煙ではないのかなと思っています。ただ、第1種と第2種に分かれていて、市役所庁舎とか病院関係は敷地内も禁煙ですよといった部分があるので、この辺の施設のものによっては多少の違いがあるのかなとは思いますが、私はそういう思いは今も崩れていなく、思っております。

そこで、その関連で、施設の概要のときに開放型ですよとなると、より一層地域の住民というか、周辺住民の皆さんにもこういった施設を造る予定がありますよといったことは、要は事前周知なり、もしくは確認、もしくは事前周知ができないのであれば事後周知といったこともあると思うんですけども、この辺どのような考えをされているのかも聞かせていただきたいと思います。

そして、続いてですけれども、施設の関係から、基本的には委員会にも説明がなかったということの中からも、いろいろ答弁を聞いておりますと令和6年2月の運営協議会の中で喫煙はどうなんだといったことの意見が出たと、最終的には10月に運営協議会でいろいろ検討した中では決定したと。でも、運営協議会の中でもやはり喫煙についてはどうなんだろといった意見がそれぞれあったんだなということを答弁で聞かせていただきました。私たち社会経済委員会では、令和6年5月28日、社会経済委員会を開催しております。そのときに担当から、管理運営計画案ということで、概要報告というか、概要の説明はありました。改めて会議録を遡って見させていただいて、私もちょっと不安だったので、確かに概要報告はされたけれども、その中で(6)利用の制限、いかなる場合でも次の行

為での利用はできませんといった部分で多岐にわたっている項目がありましたけれども、この辺りのところについては特に詳しく説明はされていない。

この中で言うてあるんですよ。指定場所以外での喫煙は、要は利用の制限の中に指定場所以外での喫煙という言葉があって、これを時系列で追ったときに、令和6年2月、令和6年5月の委員会では、案だけれども、報告があった。最終的には10月に協議会で決定したということで、ということはもう既に案を我々に提示したときには、この文面でいくともう方向性を出していたのでないかと改めて気がつかせていただきました。当日だとこの部分というのは記載をしておりますので、全部が全部説明はなかったのも、私も最初はよく分からなかったんです。改めて見たら、指定場所以外での喫煙は何なのだろうというのはずっと頭の隅にあったものですから、これが今回につながっているのかなと思っておりますので、この辺り、本当にこういった形であったのかどうかをお聞かせいただきたいと思いますし、さらには総務省からの推進の関係の通達というのか、通知というんですかね、令和6年4月1日にあったということも先ほど答弁であったかと思うんですけれども、この辺り一度聞かせていただきたいと思いますし、そこで市長にもお伺いしてみたいと思うんです。というのは、令和6年2月にはこういう意見がありました。その間いろいろ協議、検討もされてきたといった部分があって、最終的には令和7年3月の定例会の一般会計予算のときにこうやって出てきた。1年ぐらい間が空いている中で、私はこの間に、最終的に政策決定されて報告という形になるかもしれませんが、政策形成過程においてもこういうふうな意見があって、こういうことも今考える余地がありますよといったことも含めて私は委員会の中であってよかったのではないかなと思っておりますが、こういうことは私的に言うならば議会を軽視されているのではないかなと思うんですが、市長の場合は議員も長くされ、議長も経験された。経験豊富で、そして今は市民のために市長として率先してやられているわけですが、この辺りこういったことについての受け止め方、考え、市長からもいただけるのであればありがたいと思います。

経緯についてはいろいろ聞かせていただきましたので、今ちょっとその部分を含めてお話をしたかと思っておりますので、その点についてはいいんですが、私も1回目の質疑のときにお話をしたように、砂川市というのは市民の健康を守るための健康づくりをしっかりとされている。私は、その努力は、ふれあいセンターの職員もそうですけれども、市立病院の皆さん方も一生懸命されているのを見させていただいています。こういった健康づくり、がん対策推進条例、健康すながわ21第3次計画の中にもあるように、今子供たち、小学生の子供たちにもがんの出前教育といったことで、2024年度においては4校かな、豊沼小学校をはじめ市内の小学校に市立病院の担当の方と、それと時のふれあいセンター、またがん相談支援センターの職員も一緒になって、がんについての中で喫煙ということもしっかりと子供たちに伝えているわけなんです。そういったことをしっかりとされて、なおかつ市民の健康づくりを市が先頭になって守っているんだといったこともありますし、1回

目でも質疑したように、いろいろな形で取組をされて、私は今回この質疑というのは健康づくりの側から、やはり分煙施設というのはどうなんだといったことに疑問を覚えているものですから、そこでやはり健康づくりも市長が先頭になって健康すながわ21第3次計画、これは令和6年スタート、令和5年度中に策定完了して令和6年スタートですから、飯澤市長にとっても初めて市長として関わっている部分も多々あるかと思っています。こういった健康づくりをやっている中で今回の分煙施設の設置工事ということは、私は場合によったら受け入れられない部分、要するに相反することをやっているんじゃないかと思っていますものですから、この辺を市長からもこれからの健康すながわを目指した部分で考えも聞かせていただければと思います。

2回目を終わります。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 何点かご質問がありましたので、順次ご答弁させていただきます。

初めに、駐車場の設置位置をもっと詳しくというお話でしたけれども、今現在駐車場に設置を予定している場所につきましては、先ほど申しましたとおり駐車場の南側でありまして、できる限り施設に近い位置ということを予定しておりますが、ただ施設の西1条側、そちらについてはおもしろい駐車場がございますので、そこからは離れた形で、場所的というと大体駐車場の真ん中ぐらいになるかと思えますけれども、そのような形でおもしろい駐車場も考慮しながら設置場所を決めていきたいと考えているところでございます。

次に、分煙施設の設置に当たっての周知ということでございますけれども、施設のオープンに当たりましては施設の利用方法等を随時ホームページや広報すながわ等で周知はしていく予定としておりますので、その中で分煙施設の設置についても周知をいたしまして、施設周辺では喫煙しないようにといった形で、あくまでも喫煙するのであれば分煙施設を使ってくださいというような形で市民周知を図っていきたいと考えております。

次に、管理運営計画の関係でございます。管理運営計画の策定に当たりましては、運営協議会の中で意見をいただきながら策定したところでございますが、その協議の中で分煙施設の必要性について意見があったところでありまして、それで管理運営計画の策定する段階においてはまだ分煙施設については検討を始めたという段階でありまして、設置する可能性は未定であったことから、管理運営計画には記載していないところでありまして、ただ管理運営計画で言うところの指定場所以外では禁煙ですよということについては、その当時の考えといたしましてはイベント時などで仮設に喫煙所を設置するというものも考えておりましたので、そのような意味合いで記載をさせていただいたところでございます。

あとは、国の通知の内容ということでございますが、国の通知におきましては分煙施設の関係、昨年2回ほどにわたって通知を国から発出しているところでありまして、昨年の

4月には地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備ということと、その次は昨年8月には分煙施設整備のための予算確保ということで地方公共団体に対して通知があったところでありまして、内容といたしましては望まない受動喫煙が生じないよう分煙施設の整備を積極的に推進してくださいといった内容でございます。

あと、政策的な過程ということで、議会に対して報告がなかったということでございますけれども、今回の分煙施設を検討してきた経過を若干お話をさせていただきますけれども、今回どのような施設を設置するか検討してきた中で、分煙施設自体を取り扱っている業者が道内では少なく、設備の選定や設置費用などでなかなか道内のそれらの業者と折り合いがつかないで、そこを道外業者にも幅を広げて設置の可否や金額などについて問合せをしながら検討してきたところでありまして、そのような事情もありまして決定するまでに長い時間を要してきたところでありまして、正直なところを申し上げますと今回の予算、全体予算を取りまとめるぎりぎりまで決まらなかったというのが正直なところでありまして、そのようなことから、議会に対して報告するタイミングを失ったといえますか、できなかったというところでありまして、ただ検討段階での途中経過の報告ということも考えられたところでもありますので、その辺については私どもも進め方について反省をしなければいけないところもあるかと考えているところでございます。

あとは、健康づくりの関係でございますけれども、砂川市においては健康すながわ21などを策定して様々な健康づくりに取り組んでいるところでありまして、その中でたばこ対策といたしましては、様々な場においてたばこが体に与える悪影響などについて啓発を行いながら禁煙や分煙対策に取り組んできているところでございます。たばこを吸わないことが健康につながるといったことは誰もが認識されていると思いますけれども、その一方で喫煙する方はなくならないといった状況の中で、たばこを吸われる方は自己責任において吸われると思っておりますけれども、たばこを吸わない方への悪影響を及ぼさないということをするのが現状においては重要であると考えておりますので、そういう意味では施設周辺においての無秩序な喫煙を防いで、喫煙エリアと非喫煙エリアを物理的に隔離して、可能な限り受動喫煙を生じないようにすることが最も健康増進につながるものと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私は、大変残念だなと思っています。健康すながわも先頭になってやられているのは市長ではありませんか。そういったことを含めて市長の考えを聞かせていただければなと思いましたが、本来ならここで市長が答弁するまで私は立たないでいなければいけないなと思いつつ、改めて最後ですから質疑をさせていただきたいと思っております。

今種々お話をいただきました。先ほど1点聞き忘れた部分がありました。先ほど答弁の

中で喫煙率が減少傾向にあるといったお話をされておりましたけれども、それは私から見たらちょっと違うのではないかなと。健康すながわ21第3次計画の中には令和4年の数値がグラフも含めて出ています。このときには喫煙率が全国を上回ってしまっているといった数字で、少しずつ伸びている。ですから、決して私は今も喫煙率が減少しているとは思っておりません。というのは、市町村たばこ税のところを見ても、本数が微妙ですけども、ちょっと増えつつある。もしくは、昨年と同程度かちょっと多い。ただ、市町村たばこ税というのは、市内の方もしくは市外の方も購入されますから、一概に区別するというのは難しいところなんでしょうけれども、やはり今砂川の喫煙率は決して減少はしてなくて、今までよりちょっと高めにあるんだなと私は認識させていただいていますし、健康すながわ21第3次計画の中にも喫煙についてもしっかりとのせてありますので、それを改めて見て実感していただければなと思っております。

私は、今回この関係で質疑させていただいていますけれども、1つは過去の駅前駐車場、駅前の整備の関係で駐車場の基本計画が出たときも一般質問をさせていただいています、駐車場について。そのときは、24時間トイレは造れないのだろうか、もしくは24時間使えないのだろうか。これは今の市長ではなくて前任の市長時代でありましたけれども、そのときにもこういったたばこのことは、規制のことは一つもなかった部分がありましたし、さらには令和元年の一般質問のときにも私は、当時もう既に市立病院も市役所も敷地内禁煙が始まっていたんですけれども、路上禁煙はどうなんだろう、受動喫煙対策はどうなんだろうといった質問をさせていただきました。というのは、病院の周辺には院外薬局もある中で、これも運営協議会の方たちではなくて市民からの意見と要望があって、「受動喫煙って臭いがつくんだよね。吸っていないけれども、やはり向こうから流れてきているんだよね」といったこともあって、私はそういったことで過去の一般質問をさせていただきながらやってきた議員でもあります。

そういったことから、今回このように提案されたときには、いや、これはと思ったものですから、改めて私は過去に遡りながらお話をさせていただいておりますけれども、先ほどの1回目の質疑で聞いて、答弁のときも基本的には開放型の分煙施設であるということで、これこそ基本的にいったら受動喫煙ですよ。確かに規定にのっとったとおり造ると造れるんです。造れるけれども、受動喫煙を広げていくということになるのではないかと私は思っていますので、こういうことを言うと極端過ぎて、後でお叱りをいただくかもしれませんけれども、私は今回造っているオープン間近な駅前の施設、駐車場も含めて基本的には全面禁煙ですよ。イベントのときも全面禁煙であればいいんです。過去に一般質問したときも面的に全面禁煙にしてくれないだろうかというお話はさせていただきましたけれども、そのときはいい返事はいただけませんでしたけれども、イベントで使う、イベントをしてにぎわいづくりをすることを私は否定しません。どんどんやってほしい。ただ、受動喫煙を通して健康を阻害するようなことというのはいかがなものかと思っていますので、

私は後でいろいろな方たちからお叱りをいただくかもしれませんが、私は全面禁煙をすべきだなど、そうすればこういったことを考えなくていいのにな。もしたばこを吸うことがどうしてもといった場合には、申し訳ない、吸える場所に行くか自宅に戻るかといったことでやっていただければなと思っていますので、そういったことも含めて私は今回質疑をさせていただいてますけれども、改めて喫煙は肺がんをはじめとする多くのがんや循環器疾患、脳卒中や虚血性心疾患、COPD、私ちょっと専門外なので、よく分かりません。慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、周産期の異常、要するに子供にも影響が出る。乳幼児の突然死症候群といったことも受動喫煙によって起こされる部分がある。そして、これは厚生労働省でも平成28年8月に出されていますけれども、喫煙と健康の中で喫煙の健康影響に関する検討会報告書で、受動喫煙による健康への悪影響については、肺がんや虚血性心疾患及び脳卒中との因果関係について科学的証拠は因果関係を推定するの十分であると判定もされているといったことがありまして、開放型の分煙施設ですから、基本的には真上に上がって、そのまま煙は外に行きなさいよということもありますので、より一層、これはイベントをしているときでもふだんのときでも関わりとしては害を及ぼすということを改めて私は実感しております。

それと、最近では受動喫煙が2次喫煙であれば、3次喫煙というのがあるそうです。というのは、たばこを吸ったことによって出る有害物質、その中で聞き及んでいるところでは30分ルールというのがあるらしくて、喫煙をした後30分は呼気として有害物質が出てきますよということと、45分ルールというのがあるって、45分ルールは喫煙した後の有害物質が例えば髪の毛とか衣服とか、いろいろなものに付着しています。ですから、例えば45分ルールの中には、喫煙をした後に45分は例えば事業所の事務所だとか病院には入らないよというような規制もかけているところもあると聞いておりますので、決してたばこの煙だけではないです。臭うイコール有害物質があると考えなければいけない部分がありますので、そういったことを考えますと今回の分煙施設設置というのはやはり私はすべきではないなと。先ほど言ったように、全面禁煙でイベントをしてもらう。それが市長が先頭になって砂川は健康づくりを進めていますよと、そういうイベントとかいろいろなところで禁煙をすることによって健康づくり、市民の皆さんの健康を守るためにいろいろな政策として努力していますよといったことに私はつながると思っています。そういったこともありますので、健康すながわ21の部分で市長は冊子の1ページ目に挨拶として顔写真入りで載っているということは、令和6年にスタートしたこの計画、率先して市民の健康を守るためにやっていくんだよという意気込みだと私は受け止めておりますので、ぜひ市長にはこの案件、市長の気持ちも含めて、こうやって令和7年度に一般会計予算に提案している以上、今からやめますよと言うには大きな勇気が要るかもしれないけれども、その勇気をぜひこの場で出せるのであれば出していただきたいなと思います。私はもうこれ3回目です最後の質疑ですけれども、市長から今回の分煙施設設置に当たってと、

健康づくりについての先頭になっている市長ということも含めながら考え方を聞かせたいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 （登壇） ただいま沢田議員から分煙施設についての質疑がございましたけれども、分煙施設の設置についてはあくまでも受動喫煙の防止というのが観点でございます。運営協議会の中での話は審議監からも細かく話をさせていただきましたけれども、ない場合にはやはり施設周辺での喫煙等がどうしても出てくると、それはやはり好ましくないということで、分煙施設を造って、そして受動喫煙の防止を図っていく。これは、先ほども話がありましたけれども、総務省からも分煙施設の設置についての通知も来ておりますし、砂川市においてもたばこ税が1億5,000万円ほど砂川市の歳入として予算も計上しております。喫煙が全くたばこを吸う方がいなくなるというものではなく、どこで禁止されているというものでもなくて、認められている嗜好品としてのたばこだと認識しております。強制的にそれをやめなさいとかというものでもないという認識でございます。今回健康づくりというのは沢田議員おっしゃっておりますけれども、まさしく健康で生き生きと過ごしていくというのは人にとっての本当に重要なことだと認識しております。今回の分煙施設については、先ほど来審議監からもありますけれども、あくまでも受動喫煙を防止するための施設として設置するというところでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 （登壇） 私からは議案第7号 令和7年度砂川市一般会計予算について、市政執行方針に基づき1点、総括質疑をさせていただきます。

市長の市政執行方針の中で農林業の振興について、担い手の確保と育成については、新規就農希望者の発掘と確保を図るため、地域おこし協力隊制度や新規就農フェアなど人材確保イベント事業への参加、新規就農者の安定的な農業経営を支援することや施設設備の設置に係る負担を軽減することを目的とした経営発展支援事業補助金により支援していくと述べられていますが、今回の予算では昨年度と比べてそれぞれの支出科目ごとに大きな増減が見られます。農業の後継者問題は大変深刻な状況の中、担い手の育成に関してどのような状況分析の下に今回の予算編成となったのか。また、現在考えられている施策、予算により後継者不足等への取組が進展し、十分な対策となるのか、市の考えを伺います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 （登壇） それでは、私から担い手の確保と育成についてご答弁申し上げます。

現在市内の担い手の状況といたしましては、2020年、令和2年の農業センサスでは個人経営、法人経営を合わせて経営体の数は177経営体ありますが、離農農家の保有農地の権利移動状況等調査の各年の12月末現在における離農農家数は、令和元年度は4

件、令和２年度は１件、令和３年度は１件、令和４年度は５件、令和５年度は２件であります。

担い手確保対策の支援への反映といたしましては、農業振興事業に要する経費において経営面積を拡大した農業者の農業機械や農業用施設の導入を支援する農業経営体支援補助金を計上しております。新規就農育成支援事業に要する経費では、新規就農の農地の賃貸料や農業用機械、施設、資材の購入の一部を助成する新規就農育成支援事業補助金、国の補助事業で新規就農者の所得を支援する農業次世代人材投資事業補助金、農業機械の導入や農業用施設の設置を支援する経営発展支援事業補助金を計上しております。また、札幌で行う就農イベントに参加する経費、就農研修前に行う農業体験の経費を計上しております。

地域おこし協力隊に要する経費では、都市部から過疎地へＩターン希望者やＵターン希望者などを受け入れ、雇用形態によらない地域おこし協力隊として委嘱し、農作業の研修を通じ、農業技術の習得に必要な経費を計上しております。このように予算に反映させており、これまでの実績といたしまして地域おこし協力隊から令和３年度で１名、令和５年度で１名、令和６年度１名が就農されており、令和７年度も新たに１名が就農する予定となっております。この他のケースでも、近年令和元年度１名、令和２年度１名と１法人、令和６年度１名が就農しており、担い手の確保と育成については成果が上がっており、農業者の減少を軽減できているものと認識しております。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほど部長からも農林業センサスの関係でご説明がございましたけれども、私もこの資料を見ているんですけども、２０２０年農林業センサスでは全ての農業経営者や法人のうち、７割を超える経営体が農業経営を引き継ぐ後継者を確保していないと回答しており、後継者を確保しているとの回答は４分の１にすぎません。また、砂川市では同じ農林業センサスにおいて確保していると答えた経営体は約７．３％、確保していないと答えた経営体は約８９．８％にも上ります。砂川市の個人経営の農家の年齢階層別世帯員数を見ると、６０歳以上が約５８．９％、８０歳以上でも約２２．８％で、これは２０２０年に調査をしておりますので、そこから既に５年近く経過しており、より高齢化は進んでいるものと思われます。ということからも、この問題は喫緊の課題と言えるのかなと考えますけれども、そのことから先ほど部長からの答弁にもあったように幾つかの施策、予算を組んでいるものと思われます。

これまでの農業は農作業を全て自分が中心になって切り盛りしていくことが中心でしたが、これからの農業を考える上では大規模経営がより進むと思われ、農業経営や農作業にＡＩを使ったスマート技術を導入していくことは不可欠であり、新たに就農を目指す人にとっても避けては通れないものなのかなと思います。ただ、その経費は多額なものになることから、就農を目指す人にとって大きな足かせになるのかなと考えます。そこで、今回

の予算の中にスマート農業へ取り組もうと考える新規就農を目指す人への支援策を、先ほどのいろいろなことの中にも入っていたのかもしれないんですけども、より具体的にどのように考慮して予算の中に盛り込まれているのかご説明いただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 新規就農者が新たに取り組むに当たりましてスマート農業の取組をどう支援していくかというようなご質疑かと思いますが、スマート農業に限定した補助というのは現在計上しておりません。ただし、新規就農するに当たりまして、農林費、新規就農育成支援に要する経費の中で、市単独の事業でありまして新規就農者支援事業補助金がございます。これを活用する。または、国で支援しております経営発展支援事業補助金、こちらもございます、これも活用してスマート農業を導入することができることとなっております。

また、砂川市の場合は協力隊から就農するということがございまして、これにつきましては農林費ではございませんが、商工費の地域おこし協力隊起業事業承継支援補助金というのがございまして、これで就農する時点で補助を受けることができます。これを活用していただいて必要な機械を導入してもらいたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 先ほどの1回目の答弁も含めて、協力隊員、非常に有効に制度を活用しているということは十分承知したんですけども、農業施策については国の政策に大きく左右されるものなのかなと思います。市単独では十分な効果が得られない場合もあるかと思えます。今ほどもあったように国の制度等も活用してというようなこともありましたけれども、国や北海道においても幾つかの補助だとか支援制度などがあるようですが、国、道の足りない部分を市が補ったり、また重複して助成ができたりするようなものがあるのであれば、より効果的に効果を高めることが可能なかなと思います。後継者の問題を考える上で、機械だとか家や土地の相続の問題なんかも絡んできたり、いろいろと新規就農者にとっては負担が大きくて、簡単に新規就農を決断することが難しいことから、国や北海道と連動して、より大きな負担に対応でき、使いやすく、より効果が得られやすい助成制度などの運用が求められていくのかなと思いますけれども、今回の予算に組まれている補助金等を希望する新規就農を目指す方に対して市としてはどのような相談体制などを含めた対応を考えているのか、またどういう対応を行っていく予定なのか、その辺りを最後に伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 新規就農者が就農するに当たっての相談体制のご質疑かと受け止めたんですけども、まず新規就農者が就農するに当たりまして事前に例えば地域おこし協力隊であり、または就農研修であり、そのような形で何年か研修しております。就農するに当たりまして、1年ぐらい前から就農計画というものを作成する準備をしていただ

いております。その中で、どこで農業を開始するのか、またはどんな農業をするのか、それには何が必要なのか、資金ではどういうものが必要で、どう計画していくかということの相談を受けております。これは、農政課、農協、それから農業改良普及センターなどが構成しております担い手育成センターというもので相談を受けているんですが、その中で必要な機械については補助金をどう活用できるかとか、どういう融資ができるかということの相談を受けまして、対応するようにしております。融資につきましては例えばＪＡ、機械につきましてはこういう機械がいいというのは普及センターの指導に基づきまして、補助金を探してくるのは農政課であるとか、そういうような体制を取っております。

就農した以降もいろいろ補助金があるかと思うんですが、その周知の方法でございますけれども、通常であれば担い手に該当する方には要件がありますので、補助には、その要件に該当する方には直接連絡したり、またはＪＡのアプリを使って農業者に周知したり、または文書で送ったり、そのようなことをやっております。特に国の補助の場合につきましては、募集案内から締切りが２週間程度という非常に短い期間に必要な機械の見積りを取ったりとか、機械のカタログを取ったりとか、そういうことをしなければいけませんので、実はこの２週間ぐらいでは間に合わないこともありますので、日頃から農政課においては担い手の方にどんな機械が要るのかなということを相談してくれということで、タイミングを見て、集まりがあるときにはそういうことをお話をして、募集の前にも相談に来て言っておいてくれと、そうすると直接案内を送りますからというようなことも言いながら周知しております。このように、今後も補助がありましたら農業者の皆さんが活用できるように対応してまいりたいと考えてところであります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、議案第７号 砂川市一般会計予算について総括質疑をしてまいります。

私からは地域おこし協力隊について伺います。そもそも地域おこし協力隊は、人口減少や過疎化などの課題を抱える地方自治体が都市の住民を受け入れ、各種の地域協力活動に従事してもらいながら、その地域への定住、定着を図る取組です。砂川市地域おこし協力隊設置要綱によれば、地域おこし協力隊は観光事業の推進及び宣伝に係る支援、農林業の振興に係る支援、住民の生活に係る支援等の活動を行うとされています。しかし、地域おこし協力隊の定着率、定住率は自治体によって大きく開きがあります。当市の定着率は全国平均よりもかなり低い状況ですが、定着率向上に向けて来年度予算でどのように取り組んでいくのかを主要論点として、次の点について伺います。

１点目として、来年度予算で予定されている地域おこし協力隊の人数、業務内容等について伺います。

２点目として、来年度の業務内容はどのように決定されたのか、そのプロセスに隊員の声は反映されているのか伺います。

3点目として、定着率向上のため、来年度予算で新たにどのような支援策を盛り込んだのか伺います。

4点目として、当市においても残念ながら任期途中で隊員が離脱した事例がありました。過去の離脱事例から学んだ教訓をどのように予算に反映したのか伺います。

5点目として、どのように隊員を管理、支援しているのか、市の体制について伺います。

6点目として、住民と隊員の関係構築のために来年度予算でどのような取組を予定しているのか伺います。

7点目として、来年度の協力隊事業の成果をどう評価するのか、具体的な指標は設定されているのか伺います。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 （登壇） 私からは総務費に係る地域おこし協力隊に要する経費の部分について順次ご答弁を申し上げたいと思います。

初めに、令和7年度で予定されている地域おこし協力隊の人数、業務内容についてということですが、令和7年度政策調整課に配属する地域おこし協力隊につきましては1名の任用を予定しているところでありまして、現在市ホームページ等を通じて募集中であります。業務内容につきましては、移住定住促進事業の担当として政策調整課企画調整係の職員と共にSNS等による事業に関する情報発信、移住相談への対応、移住体験住宅の維持管理及び利用者の対応等を行うものであります。

次に、業務内容はどのように決定されたのか、また隊員の声は反映されているのかという部分でございます。隊員が担当する業務内容につきましては、毎年予算作成前に次年度の活動について隊員と協議をし、希望を聞き取りしておりまして、令和7年度予算では前隊員が前職の関係から撮影機材を自前で購入しておりましたけれども、通常撮影機材を保有している方はまれであるということも踏まえて、市が撮影機材を準備する必要があるのではないかなという意見もございまして、動画撮影用カメラの購入費を今回計上しているところでございます。また、過去に着任した隊員におきましては、地域おこし協力隊員としての活動終了後に向け、資格を取得したいとの希望もございまして、ドローンの操縦技術者であったり、社会保険労務士、また健康と美容に関する起業に向けた資格取得のための費用等についても支出した経過があるところでございます。

続いて、定着率向上のため、予算でどのような支援策を盛り込んだのかという点でございます。移住定住促進事業を担当する隊員につきましては平成28年度から配置をしておりまして、これまで3人を任用しております。このうち、現在まで本市に定住しているのは1人というところでございます。定着率向上のため、令和7年度予算に盛り込んだ支援策という点ですが、自身のスキルアップを目的とした研修や資格取得に向けた支援のほか、これにつきましてはそれぞれ隊員とその都度相談をした上で必要に応じて対応を図ってい

く考えてございます。

次に、過去の離脱事例といった部分から学んだ教訓をどう予算に反映しているのかという部分であります。これまで移住定住促進事業を担当した隊員につきましては、全員が次の仕事との兼ね合いで3年に1か月ぐらい足りない活動期間をもって終了を若干早めているということで、離脱した事例ということでは考えてはおりませんが、任期途中で離脱することがないように、毎週の係内会議であったり、日々の業務の中でコミュニケーションを深め、隊員の活動状況や様子といったものについては常に把握するよう心がけているところでございます。

次に、隊員を管理、支援する体制という点でございますが、毎週の係内会議で1週間のスケジュールや業務の把握、また動画撮影等の協力などを係全体で行っているところであります。移住定住促進事業に関する業務につきましては、基本的に企画調整系の事業担当職員と常に行動を共にしているというところでございます。業務に関するもののほか、タイミングのことなども含めて都度相談、サポートできる体制を整えているところでございます。

次に、住民と隊員の関係構築のため、どのような取組を予算の中で予定しているのかということですが、この点につきましては予算計上といったものは特にしておりませんが、すなわち移住定住促進協議会の事務局でもございますので、これまでもお話し暮らし利用者との交流会であったり、また市内物件の案内などを通じて協議会員との関わりも多く、関係構築につながっていくものと考えております。また、過去に任用した隊員につきましても、まちの情報発信のための取材活動を通じて多くの市民の方と関わりながら、隊員自らも関係構築といったものに努めてきたと考えております。

続いて、来年度の協力隊の事業の成果をどう評価するのか、具体的な指標といったものが設定されているのかといった部分になります。地域おこし協力隊事業の活動に関する具体的な成果指標につきましては、総合計画、総合戦略ともに設けているわけではございませんが、隊員が担当する移住定住促進事業につきまして総合計画の実施計画に登載している事業でありますので、毎年度の進行管理を行っているというところでございます。成果指標という部分では、お話し暮らし利用数といったものを設定しておりまして、事業に係る業務全般を担う協力隊自身の評価にもつながるものと考えております。また、隊員が運営していますSNSのフォロワー数についても、成果の指標として定めているものではありませんけれども、評価の参考としているものであります。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 （登壇） それでは、私から農林費及び商工費に係る協力隊についてご答弁申し上げます。

初めに、農林費ですが、地域おこし協力隊の人数、業務内容についてであります。来年度農政課に配属する地域おこし協力隊については、3名の任用を予定しているところで

あります。業務内容といしましては、委託型で農作業の支援や市内農業等の情報発信など地域協力活動を行うとともに、農作業を通じ農業技術を習得し、最長3年後には市内で新規就農を目指すものであります。

業務内容の決定プロセスに隊員の声が反映されているのかであります。業務内容につきましては、応募されたときにどのような農作物を生産したいのか、希望する農作物を聴取し、見合った研修を実施する支援先の農業者を決定しております。

定着率向上のための予算に支援策を盛り込んでいるのかであります。定着率といしまして、平成30年度から地域おこし協力隊制度を導入し、農業技術や資格習得のための予算は充足されており、市内で就農された隊員は令和3年度1名、令和5年度1名、令和6年度1名となっており、令和7年度におきましても新たに1名が市内で就農する予定となっております。

離脱事例から学んだ教訓の予算に反映した件についてであります。過去に地域おこし協力隊を任期途中で退任した事例といしましては、醸造用ブドウ栽培の支援を目的とする隊員が本人の希望によりブドウ栽培の勉強をするため海外へ留学した1件であり、予算として反映できる内容のものではありませんでした。

隊員を管理、支援する体制についてであります。隊員の管理、支援体制につきましては、随時電話やSNSを利用し、隊員と連絡を取り、月に1度、活動記録の提出時に面談を実施し、地域おこし協力隊の活動について支援する必要がある場合は研修先の農業者と適宜打合せを行っております。

次に、住民と隊員の関係構築についてであります。委託型のため、直接農業者の下に出勤しておりますので、研修先の農業者が所属するJA新すながわの生産部会の活動や地域活動の参加により関係構築につながっているものであります。

来年度の協力隊事業の成果の評価とその具体的な指標設定についてであります。令和7年度の協力隊事業の成果の評価といしましては、委嘱した協力隊員が任期後に市内で就農したかどうかを評価の成果指標として設定しております。

次に、商工費でございますが、協力隊の人数、業務内容についてであります。来年度商工労働観光課に配属する地域おこし協力隊については6名の任用を予定しているところであり、現在活動している隊員が2名であることから、市ホームページ等を通じ、4名を募集中であります。業務内容については、商店等の魅力を引き出し、まちなかへ人を集め、にぎわいをつくり出す事業の企画運営、情報発信を行う業務、市の地域資源であるスイーツロードを地域のブランドとして広げる業務としており、具体的には企画立案、実施と関連するイベントのサポート等になります。

業務内容の決定プロセスに隊員の声は反映されているかについてであります。来年度の具体的な業務内容につきましては、隊員の活動は自身が主体的に行うものと関係団体と協力して行うものがあり、特に本年はまちなか交流施設すないるにおいて観光協会と共に

観光情報等発信の役割を担う大切な年であることから、隊員、商工労働観光課職員、そして観光協会職員と協議を複数回重ね、決定しており、隊員が自分のスキルを生かして、これまで取り組んできたことをすないうで実施予定としているなど、声を反映させております。

定着率向上のため、予算で支援策を盛り込んでいるのかについてであります。商工労働観光課の協力隊は平成25年度から配置しており、これまで18人を任用しております。このうち、現在まで当市に定住しているのは3人です。定着率向上のため令和7年度予算に盛り込んだ支援策としては、任期終了後の創業や自身のスキルアップを目的とした任期中の研修や視察の参加などの支援のほか、隊員2年目から任期終了後1年以内の者が市内で起業または事業承継するに当たり、その経費の一部を支援する地域おこし協力隊起業事業承継支援補助金を設けており、必要に応じて対応を図っていく考えであります。

離脱事例から学んだ教訓の予算の反映についてであります。これまで商工労働観光課が採用した隊員につきましては、退任した16名のうち、任期終了を待たず途中退任し、市外に転出した隊員は5人であり、途中退任の理由は任期途中で市外での創業や就職、商工労働観光課と隊員が望む活動のミスマッチ等でありました。それらから学んだ教訓は、予算措置できるものではなく、任期途中の退任が起こらないよう、採用選考時の書類選考と面接において隊員として取り組む地域協力活動の説明を丁寧に行いながら採用活動を行っております。さらに、毎週の係内会議や日々の業務の中でコミュニケーションを深め、隊員の活動状況や様子を常に把握しているところであります。

隊員を管理、支援する体制についてであります。隊員の管理、支援の担当は商工労働観光課職員としており、毎週の係内会議で1週間のスケジュールや業務の把握などを行っており、日々の地域協力活動を行う際、観光協会等の関係団体からの支援を受けております。また、任期終了後における創業を希望する隊員については、中小企業診断士による出張相談会や、本年度は外部団体が主催する研修への参加などを通じて各種専門家から支援を受けることができる体制を整えております。

住民と隊員の関係構築についてであります。住民と隊員の関係構築を図り、信頼関係を醸成することがまちなかのぎわいの創出につながることから、市内商店の店主へのインタビュー等を行い、店主自身や商店が取り扱う商品やサービスの魅力を分かりやすく市民に伝えるため、市民と市内商店街をつなぐ役割を担う各種SNSへの情報発信やSUBACOだよりの発行に伴う経費、その他市内飲食店テイクアウトデリバリー情報冊子の更新、市内各種イベントへの参加、出展、すないうにおけるショップカードの設置のための商店への取材活動、市内事業者と連携した各種ワークショップやマルシェ等の企画運営に係る経費、さらに隊員が活動しやすくなるよう、隊員が使用するSUBACO用の車両を配備するなどの予算措置を行っております。

協力隊事業の成果の評価とその具体的な指標設定であります。地域おこし協力隊事業

の活動に関する具体的な成果指標については総合計画、総合戦略ともに設けておりませんが、隊員が担当するまちなか集客施設S u B A C o運営事業については、総合計画の実施計画に登載している事業であるため、毎年度の進行管理を行っております。活動指標には、S u B A C oの来館者数、成果指標には電動自転車の貸出数を設定しており、事業に係る業務全般を担う協力隊員自身の評価にもつながるものと考えております。また、隊員が運営するSNSのフォロワー数についても、成果指標として定めるものではありませんが、評価の参考にしているものであります。

以上であります。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 （登壇） それでは、私から教育費における地域おこし協力隊に係る経費についてご答弁申し上げます。

初めに、協力隊の人数、業務内容についてであります。令和7年度、スポーツ振興課に配属する地域おこし協力隊については3名であり、令和6年10月より協力隊が自己都合により退任し、2名体制となっておりますが、令和7年度は4月1日から新たに1名を任用する予定としております。業務内容については、総合体育館のトレーニングルーム利用者に対し、希望に応じて年齢や体力に適した機器を使用したトレーニングメニューの作成や指導を行うほか、年2回開催する親子わいわいすぽーつらんどでは幼児と保護者を対象とする運動メニューを作成、指導し、毎週木曜日には保健福祉部との連携事業として介護予防教室、いきいきシニアプログラムの運動プログラムの講師、また事業所や町内会、学校などからの希望に応じて地域に出向く出張教室を実施し、トレーニングやストレッチなどを指導する予定としております。さらには、協力隊自身の発案による企画スポーツ教室の開催も実施いたします。

次に、業務内容とプロセスへの隊員の声の反映についてであります。トレーニングルームでのトレーナー業務や親子わいわいすぽーつらんどなどの業務内容は先ほどご答弁したとおりであります。運営に当たっては協力隊の考えを聞き、課内で協議をしながら事業内容に反映させているところであります。

次に、定着率向上のための予算に関する支援策についてであります。スポーツ振興事業を担当する協力隊員は令和3年度の事業開始以来6名を任用しており、現職2名を除く退任者4名のうち、市に定住しているのは1名であります。定着率向上のため、協力隊の意向を伺いながらトレーナーとしてのスキルアップを支援し、事業の充実を図る研修の受講や任期終了後の活躍に向けた資格取得を支援するため予算を計上しているところであり、来年度も協力隊が希望する研修や資格取得について日程などを調整し、受講できるよう対応してまいりたいと考えております。なお、想定しているものとして、過去に受講実績のあるトレーニング指導に関するオンライン講習などであります。

次に、離脱事例から学んだ予算への反映についてであります。これまで協力隊の退任し

た4名のうち、任期を早め、市外に転出した協力隊は3名であり、その理由は市外での就職や婚姻によるものであります。対応としましては、毎日同じ職場におりますので、日頃から業務の中で常にコミュニケーションを図り、協力隊が活動しやすい環境を整えられるよう、課全体で支援、サポートしていくこととしております。

次に、協力隊を管理、支援する体制についてであります。協力隊の活動について日頃から協力隊とのミーティングや情報共有を行い、事業の進捗状況などを確認しながら、活動が円滑に進むよう課全体で連携して取り組んでおります。また、協力隊が出張教室などにより総合体育館を離れて活動する際には、トレーニングルームの簡易な機器の操作について職員が対応するなど、協力隊の専門性を最大限に生かせるよう支援しているところであります。

次に、住民と隊員の関係構築のための予算についてであります。これにつきましては予算の計上はしておりませんが、協力隊の事業は市民と関わる活動でありますので、事業を実施する際には、健康に関する相談を受けたり協力隊が健康についてのサポートやトレーニングのアドバイスをを行ったりすることで市民の方々とのつながりを築いていくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、協力隊事業の成果の評価と指標の設定についてであります。地域おこし協力隊事業の活動に関する成果指標については、総合計画、総合戦略とも設けておりませんが、協力隊が担当するいきいき元気推進事業においては、総合計画の実施事業として毎年度進捗管理を行っており、評価として活動指標を事業延べ回数、成果指標を利用者延べ人数としております。また、協力隊が実施するトレーニングルーム事業や企画スポーツ教室についてはアンケートを実施しており、その結果を基に活動の成果や課題を振り返ることで事業の改善や新たな取組に生かしています。このように継続的な評価を重ねることで、協力隊の活動がより効果的で持続可能なものとなるよう努めてまいりたいと考えております

○議長 多比良和伸君 武田真議員の再質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時17分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 それでは、2回目の質疑に入りたいと思うんですけれども、非常に各部にまたがる隊員の方々が多く活躍しているんだというのがよく分かりました。農業、商工、教育関係ということ、あるいは移住、定住ということで多く活躍いただいているなど、新たに認識を深めたということでもあります。特に私も日々実は彼らの活動を見る機会がありまして、非常に頑張っているなど、優秀な若者たちだと常に思っておりまして、そうした若者たちがぜひこの砂川に定住、定着してほしいなど日々思っているんですが、残念な

がら当市の定住、定着率、他市と比べ、他市といたしますか、全道の自治体あるいは全国平均からも非常に低い状況というのは客観的にも明らかな状況なのかなと思います。そこで、1点目は状況については大変よく分かりました。

2点、3点、4点、5点目の部分で、特に当市において定着率及び離脱率が非常に高い部署、部門がございます。今答弁を伺っていて、ある一定の傾向はあるなど私は見てとれました。といいますのは、例えば農業でいえば就農という究極の目標があるわけですから、そこに向かって進んでいくんだという、途中ブドウ栽培の関係の方は新たな知見を広めたんだということで、そこは当然あり得る方針変更だとも理解します。方向性としては農業、就農という目標に向かっていくのだというのが分かるのと、あとスポーツ関係ではトレーナーの資格を持って、それぞれ来ていただいている方は恐らく専門職の方で、将来どういうことに進むのかという目標ははっきりしているなどというのは見てとれますし、残念ながら離脱はあったかもしれませんが、それを生かして、隊員の声を聞きながら業務改善、例えば地域おこし協力隊がいないときは器具のメンテナンスを担当してもらう、あるいは隊員の方の意見、アンケート調査をしながら、ぶれのないようにということでサポート体制もしっかり進んでいるのだというのも見えてとれました。

そこで、繰り返しになるんですけども、まずは特に離脱の多い商工関係の部分です。18名来ていただいて3名しか残っていない、あるいは途中離脱が5名出たというようなお話だったと思うんですけども、この辺様々な課内ミーティング等の取組をしているとはいいつつも、結果としてこうなっているわけですから、この辺の分析等をどのようにされているのか。それを踏まえた対策はしているとは思いますが、改めてこの辺の状況を他の部の状況と比較してどうなっているのかという部分も含めて伺っていききたいのと、あとは全部にまたがる部分なんですけれども、7点目の経営評価指標です。全担当部の評価指標のお話を伺いますと、総合計画がベースになっているのかなと受け止めました。総合計画中の移住定住であったり、あるいは就農は就農が目標値なのかなと思ったんですけども、スポーツ振興課ではそうした活動、出張教室等の活動状況を成果指標としているんですけども、やはりこの事業の究極の目標というのは移住定住が究極目標ということになっております。それは、市の実施要綱を見ても移住定住を図るのが目標ということでありますから、そこはやはり移住定住をした人数が究極の目標値になるのだと、それは中長期的にはそういうことだと思います。短期ではまさに総合計画に記載された事業の達成数値等にはなるとは思いますが、中長期的に見れば定着、定住がこの事業の究極目標ですから、そこになぜその目標値を置いていないのか。農政に関しては就農ということでしっかり目標値となっておりますが、農政以外の分野の定住、定着率をなぜその目標値にしなかったかという点。

この2点、全部にまたがる部分と特に商工に関係する定着率、定住率の悪い要因等の分析、この2点を2回目の質疑とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 私からは7点目の成果指標の部分、事業の評価といった部分の全体に及ぶというところで、ここは私から代表してご答弁を申し上げたいと思いますけれども、協力隊事業自体の成果指標につきましては、今ほど議員さんもお話をされておりましたけれども、農政課で行っている委託型の地域おこし協力隊事業につきましては、事務事業として総合計画の実施計画の中で位置づけられておりますので、行動指標、それから生活指標といったものを設定した中で毎年度進行管理といったものがされているというところでございます。総務費もそうですし、商工費、それから教育費、それ以外の部署の配属されている嘱託型、会計年度任用職員型といいいましょか、この地域おこし協力隊につきましては、現状それぞれの隊員が担当している事業の評価といったものはあっても、協力隊事業自体の成果を評価する仕組みにはなっていないというところであります。

他の自治体を見ますと、この協力隊事業自体の事業評価を行っているところは多くありますので、そのような自治体におきましては行動指標として隊員の募集の数であったりですとか、PRの回数であったりとか、その成果として実際に今現在活動している隊員数や退任後の定住の隊員数といったものを設定している自治体が多いというところであります。協力隊事業自体につきましては、隊員退任後の定住数だけが協力隊事業の成果だとも思っではいませんけれども、そのことが制度の大きな目標であることは、これは間違いございませんので、効果を分かりやすく検証するための成果指標の一つであるとは考えておりますので、客観的に協力隊事業の成果を判断するためにはこういった行動指標や生活指標を設定して評価することも必要だとも考えておりますので、成果を上げるために必要な新たな改善策や支援策を考えていくというようなことにもつながっていくんだろうとも思いますので、そういった評価の部分につきましては取り入れられるように検討もしていきたいなと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 私から経済部商工労働観光課に配属している地域おこし協力隊の離脱の要因分析の点についてご説明申し上げます。

3点ほどあるかなと考えております。1つ目は、やはり入り口論である本人の希望は取りあえず砂川に定住したい、こう起業したいと入ってきます。これは、もちろん私も面談をして受け、そうだなということで任用するわけでございますが、そのところで最終的に本当に起業するのかどうかというところは、経過を見えますと明確ではないところがいらっしゃった方は多いかなと分析しています。

それと、2つ目がミスマッチ、本人はこういう事業をやりたいということがあります。こちらでは、こういう事業をやったらいいなということとで提案します。しかし、そこでは若干の擦れ違いがあったりですとか、行政上で取らなければいけない手続があったり、協力隊の方はその理解をうまくしていただけないと、違うよということも過去にあっ

たと聞いておりますので、そういった形で業務のミスマッチが起きてきたということも一つの原因かなと。

3つ目が、今は観光協会とS u B A C oは同居しておりますが、当初S u B A C oは単独で設置されておりましたので、そこは協力隊の活動の場として協力隊が実施しておりました。そうすると、職員とのコミュニケーションがやはり、まめには職員が行くようにしていても常時一緒にいるわけではございませんので、そういったところで職員とのコミュニケーションが少し不足していたのかもしれない。現在は観光協会と同居しております、その中で活動、または役所の中で活動し、またS u B A C oに行ったりとか、行き来しているわけですが、観光協会にも今事務局長として市の職員が行っております、そこが間を取り持つようなコミュニケーションをうまくやっていただいて、また役所の中でもうまくコミュニケーションを取って、意思疎通がうまくいきながら進んでおりますので、過去にはこういうところがちょっと課題だったかなと。今は改善されていると考えているところです。なので、離脱の原因といたしましては、今ほどお話をしたとおり、予算で反映できるような要因ではなく、人的なものといいますか、人の関係でございますので、丁寧にやるしかないかなと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 要因については、様々な要因があるのだということなのかなと思います。その様々な対策を組み合わせながら、何とか離脱率低下に改善を進めるしかないのかなというようにお話だったと思います。せっかく来ていただいたわけですから、嫌な思いをすることはないように、そしてさらなる定住、定着率の向上を目指して様々な取組をしていただきたいというお話をして、私の質疑を終わります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、質問させていただきます。

市長は、市政執行方針の中の、ふるさとに愛着を持って、子供から高齢者まで幅広く市民を支えるまちづくりというところで、このたびこども未来戦略、こども・子育て支援加速化プランに基づく支援策に関する経費が増額されたということです。基本目標の中で健やかに安心して暮らせるやさしいまちというところで、本年度から市役所庁舎に保健師等の職員を配置した子ども家庭センターを開設いたしますということで述べておられます。そこで、どのような職員体制で配置をするのか、まず1点目に伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 子ども家庭センターに関します具体的な運営体制についてご答弁申し上げます。

当市におきましては、令和3年度よりふれあいセンターにおいて、母子保健の観点から、主に妊産婦や就学前までのお子さんを持つ世帯を対象に相談対応を行う子育て世代包括支援センター事業に取り組むとともに、児童福祉の観点から、18歳未満の児童とその家庭

等を対象に要保護児童への支援を含めた相談対応を行う子ども家庭総合支援拠点の役割を児童福祉の所管課が担い、双方が連携を図りながらニーズに応じた支援やサービスの提供に努めてきたところであります。このような自治体の体制については、全国的にも同様の形態で展開されてきましたが、大規模都市部においては関係部署間の情報共有等が円滑に行われず、結果的に児童虐待の重大事案等を未然防止できなかったケースが生じており、行政としての対応に課題を残していたものであります。

国は、この課題に対し、令和4年に児童福祉法等の一部改正を行い、母子保健及び児童福祉の両機能を維持した上で組織として一体的な運営が可能となるよう、全ての妊産婦、子育て世帯、子供を対象とした相談支援等を行う機関としてこども家庭センターの設置を市町村の努力義務として規定したところであります。今般、法改正の趣旨にのっとるとともに、子育て支援を重点施策と位置づける本市において母子保健及び児童福祉の両機能が協働できる体制を築くことでこれまで以上に迅速かつ効果的な相談対応が可能となり、妊産婦や子育て世帯に一層寄り添った切れ目のない支援を行う総合相談窓口として令和4年4月に子ども家庭センターを市役所庁舎内に開設するものであります。

具体的な運営体制につきましては、組織機構上、子ども家庭センターを課相当の位置づけとし、母子保健及び児童福祉の一体的な管理を行う管理職としてセンター長及び統括支援員を、相談支援を担う専門職として保健師の配置を予定しており、併せて会計年度任用職員として保育士資格等を有する子ども家庭支援員等を任用する予定であります。所掌する業務内容といたしまして、窓口や健診事業等を通じて妊産婦、子育て世帯、子供からの各種相談に積極的に応じるとともに、支援が必要な世帯への家庭訪問や具体的な支援内容を明記するサポートプランの作成など、切れ目のない支援策を機動的、能動的に実施してまいります。また、関係機関との連携、協力を図りながら、ヤングケアラーに対する理解の促進、子育て世帯訪問支援事業等に関するニーズの把握等に取り組むことで子育て支援施策の一層の充実に努めるものであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということ所で説明がございました。まず、ふれあいセンター、先ほどからいろいろな質問の中でふれあいセンターに係る業務が非常に多いということがありました。その中で、今までふれあいセンターにいらっしゃった保健師さんがこちらの庁舎に来るところで、今までふれあいセンターで行っていた業務と並行してこの業務をまた行っていくのかということ所で、業務が非常に多くなるのではないかと、それと今までの業務がなかなか難しくなるのではないかとという不安があるわけです。この部分を伺いたいのと、先ほど保健師と会計年度の保育士ということでお話がありました。やはりこういったところは、専門家が非常に大切です。といったところで、1年これから様子を見てということなんでしょうけれども、幼児教育とその上の教員を経験された方や、あと妊産婦というような話もありましたけれども、助産師ということも非常に重要です。そして、

ほかの自治体ではそういったところで正規職員で雇って行っているところもあります。そういった部分で今年度どのように行っていくのかについて伺いたいのと、どのような形でどのように開設するのか、今説明もあったんですけども、ちょっと分かりづらいなというところと、あと場所をどのように開設して、開設したということが分かりやすすくないと相談もできないかなと思うんですけども、そういった名称をどのように表示するのかというところで伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 初めに、先ほどの私の答弁の中で子ども家庭センターの開設年を令和7年のところを4年と申し上げてしまいまして、大変申し訳ございません。訂正させていただきまして、令和7年4月からの開設でございます。

それでは、質疑についてご答弁申し上げますが、まず子ども家庭センターの専門職の配置という点につきまして、まず相談支援を行う専門職として保健師を配置するという事で先ほども申し上げました。統括支援員という管理職の役職もございますが、こちらにつきましても母子保健に精通しているということが求められておりますので、こちらについても保健師を予定しているところでございます。こういった形で予定しておりますが、従前までの相談支援としての業務といたしまして、子育て世代包括支援センター事業については母子保健コーディネーターとして保健師を1名配置しておりますので、言わばその業務がスライドする形になると。また、統括支援員についても保健師を統括する役割の者が言わば母子保健部分についてスライドする形で、なおかつ全体の業務量の中で対応していくということを予定しておりますので、母子保健の子ども家庭センターについての保健師の増員の予定はございません。また、子ども家庭支援員として会計年度年度任用職員であります。有資格者の任用を予定していると。これまで保育士等資格を持っている職員を社会福祉課等、子育て支援課等に配置したことがない中、新たな取組としてより幅広い相談業務内容の対応を図っていくためには必要であろうという判断の下、新しい体制の一つと考えているところでございます。また、助産師の任用ということですが、本市助産師の任用は市においては今も任用しておりません。市立病院の助産師と連携を取り合いながら母子保健事業を進めておりますので、この点については引き続き市立病院との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

続いて、開設場所等についてご答弁申し上げますが、子ども家庭センターにつきましては、現在の子育て支援課に隣接する場所に総合相談窓口を設ける予定としておりまして、庁舎1階の正面玄関からお入りになられたときに右手側に開設する予定と、ご相談をお受けする際には既存の1階西側の相談室の活用を予定しているところでございます。また、子ども家庭センターの名称表示につきましては、現在庁舎内各課は窓口カウンター上部に業務内容をサイン表示しております。子育て支援等の相談窓口であることを分かりやすく表示するほか、縦型の別途掲示板もご用意いたしまして、窓口の場所を分かりやすくご案内

内できるよう準備を進めているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということでは、何か仕事内容的にもふれあいセンターでの仕事も全体的にこの件に限らず多いし、そして今回保育士を新たにというところでは、やはり専門職が新たに入ることによって相談内容も幅広く受けられるのではないかと。そして、保育士では小学生、中学生、もうちょっと大きい部分では、年齢の高くなっている部分では対応し切れませんので、今後も継続していく中で教員の経験というところでも必要なのではないかと。そして、こういったところでは形だけつくるという、本当に形だけつくりましたという部分も多いんじゃないかなと思って、心配している部分でもあるわけなんです。

そういったところで、先ほど開設場所についても今ある部分でとなると、大分手狭ではないかというところで、でも分かりやすくというところで新たに表示するというのが現在の答弁の中で分かりました。それでも、やはり分かっていたかかないと、どこに何を相談していいかは本当に難しく、本当に困っている方がたくさんいらっしゃると思います。そういった部分で、例えば出生届を出すときに、こういう部分でありますよとか、あとはコードモンにもこういったところが新しく開設されましたよとか、通園センター等でも、そういう各細かい部分で発信、学校もちろんそうですし、できると思うんです。ただホームページで周知しました、広報で周知しました、それだけではなくて、そういった細かい周知が非常に大切になって、そういった形で悩んでいる方々が本当に相談しやすい環境をつくらせていただきたいと思うわけなんですけれども、最後にどのような周知をするのか、どういった形で進めていくのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 子ども家庭センターの周知方法につきましては、4月1日号の広報すながわ及び市ホームページで周知を図るほか、保育所、小中学校などの保護者の方にコードモンを通じてお知らせすることも考えておりますし、電話でも気軽にお問合せができるようにフリーダイヤル電話の設置も考えておりますので、そういった点についてもお知らせをしていきたいと考えてございます。また、出生届を提出される方は、公務員の方以外は児童手当の関係で子育て支援課の窓口においでになられますので、子ども家庭センターがございましてということはその際にお話をさせていただきますし、妊産婦の方は保健師が面談をする中で、子ども家庭センターが開設されておりますということも面談を通じて直接周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 （登壇） 私も令和7年度一般会計予算の総括質疑を大きく2点伺いをいたします。

まず1点目は、砂川火力発電所の跡地利用の一定の方向性についてであります。昨年の市長の市政執行方針で語られた今年度末までに跡地利用の一定の方向性という市政執行方

針があったんですけれども、今年の市政執行方針では一定の方向性が出せないというような演説がありました。なぜ出せなかったのか、ここをまず伺いすると、これまでの経過も併せてまず伺いをします。

大きな2点目として、吉野老人憩の家の建て替えについて伺いするんですが、答弁で気をつけてください。前にお知らせしていた1点目はやめますので、具体的な質疑ですけれども、今予算で南吉野老人憩の家の建て替えに着手されるに至った基本的な考え方と建て替えられる施設の規模、建設場所、建設費についてをお伺いします。

2点目は、他に4か所ある老人憩の家の建て替えの今後の考え方をお伺いします。

最後の3点目は、改築後も関係10町内が管理するようですが、改築に向けての話し合いの中で関係町内会再編統合の議論はなかったのかどうかをお伺いをいたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 （登壇） それでは、私から1点目の北電に関する今年度末までに一定の方向はなぜ出なかったのか、これまでの経過を併せてということでご答弁申し上げます。

令和9年3月末をもって廃止となる北海道電力株式会社砂川発電所の跡地利用につきましては、北電は令和4年6月24日の発電所の廃止の発表以降、北電側の基本的な考え方として、市のまちづくりビジョン等も踏まえつつ、市に貢献できることを第一に北電の事業との親和性や事業の収益性、さらに持続性などの観点から検討するとされ、これを基に地域資源を生かした再生可能エネルギーとして木質バイオマス発電や太陽光発電を中心に検討してきました。一方、砂川市は、令和4年7月21日の第4回市議会臨時会における特別行政報告以降、これまで北電と情報交換等を重ねてまいりましたが、令和6年度においては情報交換を2回、分科会を3回、その他打合せを8回、計13回の打合せを行い、北電と共に、跡地利用について北電が一定の方向性を見だし、市にとって市内経済の影響をできるだけ小さくするため、アイデアの提案、課題の検討、課題解決に向けて対応してきたところであります。

本年度は、北電が跡地利用について一定の方向性を見いだすとした期限でありましたので、これらが具体的な案となるよう協議を進めておりましたが、北電からは再生可能エネルギー事業の実現については発電コストを低減し、競争力のある電源でなければならないこと、さらに跡地の利活用の観点から事業が継続可能なものでなければならないことから、現時点においては結論が出せず、一定程度継続検討が必要であり、具体的な事業計画を示すことはできない。また、木質バイオマス発電は経済合理性のある安定的な燃料調達が必要不可欠であること、太陽光発電は電気事業法に基づき、発電設備から一定程度安定的に多くの電力を消費する特定の事業者へ売電するモデルを基本に検討を進めていきたいとのことでありました。市としては、跡地利用の主体は北電であるものの、市内経済に与える影響は大きいことから、北電が現時点で事業計画が見いだせず、具体的な方向が示されな

かったことは非常に残念であります。昨今の社会情勢や景気状況、電気事業の激しい競争環境等を踏まえ、北電が現時点で収益性、持続性の観点から具体的な事業計画を策定するに至らなかったものと認識しております。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 初めに、建て替えの着手に至った基本的な考え方と建て替え後の施設の規模、建設場所、建設費についてご答弁申し上げますが、まず基本的な考え方につきましては、南吉野老人憩の家は昭和47年に建設されてから既に52年が経過している木造施設であり、令和元年度以降では北側軒先の破損修繕工事、廊下の床修繕工事など総額で約170万円を要する修繕を行ってきたところであります。また、この施設の指定管理者である南吉野町内会長連絡協議会からは、令和2年度から5年度まで町内会連合会を通じて建て替えに向けた要望書が継続して提出され、地域が一体となって建て替えを切望されていることが明らかであり、市といたしましても対応を検討していたところであります。

このような状況を踏まえ、昨年4月に市と南吉野町内会長連絡協議会が初めて当該施設に係る今後の在り方についての協議を行い、既に補助制度が廃止されている老人憩の家としてではなく、地域コミュニティの場として今後とも公共施設が必要である旨の要望を改めて受けたところであります。同協議会との協議を通じ、建て替え後も一定期間における指定管理の継続について内諾を得たことから、具体的な協議に移行し、今般建設場所、建物規模等について方向性が定まったことを受け、令和8年度における現行施設の解体、建設及び供用開始に向けた実施設計等の予算を計上したものであります。また、建て替えを行う建設場所、施設の規模、建設費についてであります。建設場所は現在地において現行施設を取り壊した後に建て替え工事を行うものであり、規模につきましては現行施設が建物面積で約350平米であり、同程度と想定しておりますが、集会室、研修室など具体的な仕様は実施設計の中で地域と協議しながら進めていくものであります。建設予定費につきましても今後行われる実施設計の中で算定されていくものであり、現段階においては未定であります。

次に、他に4か所ある老人憩の家の建て替えの今後の考え方についてであります。他の4か所の老人憩の家につきましても、南吉野と同様に地域の町内会、または複数の町内会で組織される運営協議会に指定管理者を受託していただき、管理運営を行っているところであります。南吉野老人憩の家を含め5か所の当該施設につきましては、管理運営の基盤となる町内会の世帯戸数、近隣地域における集会施設の有無、近年における建物修繕の実績などが同様ではない状況にあり、今後の在り方に関する地域の総意の集約状況についても異なるものと考えられることから、現時点において一律的な方向性を明示することは難しいものと考えております。

建て替えに当たっての基本的な考え方としては、今回南吉野町内会長連絡協議会との協

議が調ったことと同様に、地域が一体となって建て替えを希望されていること、建て替えた後も管理運営に要する費用負担を含め、一定期間にわたる指定管理者の継続について内諾をいただけること、これらの状況に至った場合には建て替えに向けた具体的な協議を行うことを想定しておりますが、現時点において他の４か所の指定管理者からは建て替えに向けたご要望をいただけていないところであります。

次に、建て替えに向けた協議における関係町内会の再編統合に係る議論の有無についてであります。今回の建替事業に関し協議を進めている南吉野町内会長連絡協議会におきましては、山の手、東幸、親栄、友和、吉野ニュータウン、南吉野団地、南風、緑ヶ丘、吉野第３、若草という１０町内会により組織されており、平成１８年度から導入いたしました指定管理者制度による指定を行う以前から当該老人憩の家の管理運営を担っていただいております。建替事業に係る市との協議は昨年４月から開始し、現在に至っておりますが、これまでのところ当該連絡協議会を構成される１０町内会館の統合あるいは再編に関するお話を伺った経過はないものであります。なお、建て替え後における指定管理者の指定を継続して受託していただく件につきましては、現行同様の１０町内会による連絡協議会という想定の下、協議を進めているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 失礼しました。あまりにも砂川火力発電所の跡地利用の答弁が人ごとみただったので、思わず立ってしまいました。もう早く話したいと思って立ったんですけども、いや本当にひどい話ですね。これは、先ほどのＪＲどころの話じゃないですよ。一体何をやってたんだと正直思います。令和４年７月２１日に臨時会があって、それこそ全会派、全議員が質疑に立って、何とか跡地の有効活用をしてほしいと、地域の要望として議員もこの臨時会で話をしました。その後、廃止決定後、前の副市長は雇用の確保、あとは地域経済に与える影響を和らげるために跡地の利用を求めて協議をしていきたいという話をしてきました。その後一体何があったんだろうと、その中で何で先ほどの答弁のような結論だったのだろうと。とても理解ができないんですよ。

私は社会経済委員会の委員なので、当然これまでもいろいろお話を伺ってきました。議会としても現地視察もしてきました。前から、大きな北電さんと話合いをしていくためには、やはり行政あるいは市民の代表の方、議会も含め、跡地有効活用の検討委員会を絶対つくらなかつたら駄目だと話をしてきました。相手は大きな北電さんだからです。ところが、市は自分たちでやりますと大見えを切ったじゃないですか。委員会でも何回も聞いている中で、バイオマス発電の話だとか、社宅敷地に太陽光パネルを並べるとか、僕は全部図面ももらいましたよね。ここのところにパネルが全部敷かれるようになるんです。そこまでやっていながら、今回の市政方針でのこのゼロ回答、全くゼロでしょう。バイオもあるわけじゃないし、それから太陽光のパネルを敷くなんていう話も全くなくなってしまっているんじゃないですか。先ほどの答弁を聞いたら、それぞれが競争力がないとか、あ

るいは事業継続の形がないとか、何これ。ここまでばかにされていいんですか、北電に。

こうなっていく市の対応の予測はできるんですよ。それを言います。去年です。去年の同じこの3月議会です。私は、この北電の火力発電所の関係で総括質疑をこの場でしました。そのときに副市長が何ておっしゃったかということなんです。この結論を聞いたときに、それこそあのときに副市長が答弁した税収の減少が本当に現実的になったんだなと今思っているんです。どういう税収の減収だったかといえば、北海道電力単体で約1.3億円、周辺関連事業所から納めていただいている4億円、さらに職員関係の住民税が1億円、総額6億3,000万円の税が減収する可能性が高くなってきた。それは私が言うことで、それだけの税収が減るだろうというのが副市長の答弁でした。まさにこの総額6億3,000万の税が減収していく可能性がより高くなったなと思うんです。

この税収6億3,000万円はどんな金額ですか。令和7年の市民税、この前一般会計の提案説明がありました。市民税は、今回は20億円を超えることになりましたとおっしゃいましたよね。この総額6億3,000万は、その31.5%にもなるんですよ。市長、私は税金は市民の皆さんや企業の皆さんの汗の結晶だと思うんですよ。そうですよね。ところが、このとき副市長は何て言ったかといったら、税収が減った分は国からの地方交付税で確保されるので、影響は少ないだろうと言ったんですよ。こんなことを言ったら駄目なんです。北電と話し合う剣を1本投げたんです。今の税収が減った分は国からの地方交付税で確保されるので、影響は少ないだろう。それは市役所の論理なんです。市役所の財政の話なんです。先ほども言ったとおり、この6億3,000万円のために企業がどれだけ努力して、そこで働く人たちの汗がどれだけ流されて、どんな生活の営みがあって、市民の苦しみや悲しみや喜びの中からこの6億3,000万円が納められているということが一つも感じられないんですよ。その姿勢であの巨大な北電さんと話合いなんかできますか。これだけ減ったって砂川市は大丈夫なんですと。じゃあ、市民の生活はどうなるんですか。

市長は、今度は市長に聞きたいんです。今の私の話なんですけれども、本当にこの大事な自主財源である税が6億3,000万円も減ってしまうということ、このことが北電の火力発電所が廃止されることによって現実的になるということ、このことをまず市長はどう感じられているのかお伺いすると、市長はこのまちのトップです。私たちの行けない場所、会えない人と会える立場の人です。言ってみれば北電の社長さんとだって会える人なんです。これまで市長が市政執行方針の中で、跡地利用の一定の方向性を去年の市政執行方針で話をされました。1年たちました。駄目です。その間市長はどういう動きをされたんでしょう。どういう跡地の有効活用のために動かれたんでしょう。お話をしてください。

2点目の吉野老人憩の家の建て替えについては、2回目は市長のお話を早く伺いたいで、建設の財源はどうなっているのかをお伺いします。

以上です。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま小黒議員から、北電の跡地利用の一定の方向性についていまだなされていないというところでの質疑でございますけれども、先ほどの経済部長からの答弁にありますように、事務方では協議を年間13回重ねて、それぞれ協議をさせていただいております。これは、北電の砂川発電所のメンバーではなくて北海道電力の本部の部長関係等も含めた中での協議でございます。

質疑のありました市民税で6億3,000万減収するというのは、これは砂川市にとって非常に大きな減収と考えております。関連の企業も含めると大きな経済的な損失があるという認識をしてございます。それに関しては、やはり北海道電力の跡地の利用がうまく、北電主導にはなろうかと思っておりますけれども、うまくいくようなバイオマス発電、そしてまた太陽光発電を含めてどのような電力になるかというのはまだまだ時間がかかるかとは思っておりますけれども、そういった形で北電に関わっていただきたいと思っております。

また、今までどのような動きをしてきたかというようなこともございましたけれども、北電の齋藤社長も砂川に訪問してきていただいております。その際にも北電の跡地利用というのは北電の齋藤社長も重く受け止めていただいておりますし、うまくいい方向にいけるように協力はするというお話もいただいておりますし、せんだって真弓顧問にもちょっとお会いする機会がありまして、そういった中でも連携協定の話も真弓顧問もご存じでございますし、後押しをしていただくような要請もしております。

また、バイオマス発電、これにつきましては燃料となる木材供給が安定的になればなかなかうまくいかないという話でございますけれども、ご存じのように砂川市には流雪溝も敷設されておりまして、北海道電力の水利権を持っている水も使いながら流雪溝の維持もしております。流雪溝は北海道開発局で所有しているものでございますけれども、開発局にも河川の伐採木ですとかダムの流木等を活用できないかということで私からも一応問いかけをしておりまして、そこで協議をしていただいているという状況でもございます。

いずれにしても、北海道電力の跡地がうまく砂川市にとっていい方向にいけるよう、引き続きまた要望等をしてまいりたいと。何せ民間企業でございますので、砂川市が予算をつけてそこをどうするというような話にもなかなかならないと思っておりますけれども、先ほど小黒議員が言っておられました各企業の役員の方ですとか、またそういったものも直接要請にも行ける機会を模索しながら検討してまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 副市長。

〔「議長、答弁要求していませんけど、何しゃべるの」との声あり〕

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 南吉野老人憩の家建替事業に係る財源につきましては、令和7年度の実施設計委託料、次年度の建物解体費、建物建設費、外構工事につきましては

過疎債を適用できる見込みでございます。

○議長 多比良和伸君 黒弘議員。

○黒 弘議員 副市長、私が言ったことが間違っていたのなら発言を許しますけれども、あなたの言ったとおり私は話しているつもりですけれども、どうですか。立たないで、首だけで返事してください。

今市長のお話をお伺いしました。市長、この6億3,000万の税がなくなるということとを重く受け止めているとおっしゃいましたけれども、響いてこないんですよ。多分インターネットで見ている人たちも響いていないと思うんですよ。本当にこの北電の火力発電所がなくなるって大変なことですよ。どこまで本気になって市役所が動いてきたのかが伝わらないんですよ。これは何で本当にオール砂川で市民も一緒になってやるほどのことができなかったんですかね。これは本当にJRの駅のエレベーターと同じじゃないですか。市民にとって一番要望の強いと、先ほどもそうおっしゃっていましたよね、JRの場合。こちらは、本当に民間への経済の影響、そればかりじゃなくて、人口の減少、いろいろな意味でもっともっと大きな問題ですよ。なぜそのことを市民全体、市民も巻き込んでこのことに関わりを持っていけなかったんでしょう。もしそうしたら、きっとJRも北電ももうちょっと真剣になってくれたらと私は思います。

あと2年ですか。今年で跡地利用の一定の方向性が出せない北電さんがあと2年たったら何か出るんでしょうか。結局奈井江の発電所と同じように放ったらかされて、そのままということじゃないんでしょうかね。市長、何か特別のものをお持ちですか。特別の情報、俺があと2年の間にこうできるというものをお持ちでないんですか。これから経済界の人たちとも何か一緒にやっていけることを探ると、もう遅いでしょう。市長は去年の市政執行方針で言ったんですよ。ある程度の裏の確証があって、自分なりの自信があって市政執行方針の中で言われたはずでしょう。その結果一定の方向が出なかったという、この1年後のお話が先ほどのあれですか。だったら、2年後も一緒じゃないんですか。やはり駄目でしたと。そんなことでこのまちやっていけるんですか。

新聞報道によると、奈井江町の商工会をはじめ、団体が発電所の廃止の延長を要望したという記事を読みました。私は、それ以外にも何か周辺のまちで3年間の延長を要請したいというような、うわさの話か、どこかで動いているのか分かりませんが、そんな話を聞いています。市長は、こんな話は聞いていませんか。僕は、できるなら3年間でも5年間でも延長してもらいたいです。そうしたら、その間は何とか時間が稼いでいけるし、その頃に跡地利用の何かいい方法が出てくるかもしれないし、あと2年じゃ無理でしょう、もう。この1年で何もやれなかったんだもの、無理でしょう。1点目は、そこをお伺いします。

2点目の南吉野の関係ですけれども、何か改めて聞きたいなんていう気持ちになっているんですけれども、老人憩の家ではなくて、何かコミュニティみたいな形のというお話が

今ありました。老人憩の家そのまま改築されるのかなと思ってはいたんです。多分いろいろな補助があって、老人憩の家というのはある時期に市内5か所にできてきたので、そういう形なのかなと思ってはいたんですけれども、実際老人憩の家なんていう言葉自体がもうなくてもいいのかなと正直思うし、この南吉野というところはこれからとてもにぎやかになる市内では唯一の場所だと思うんです。うちの晴見町内会はそれこそ中央小学校もなくなっていくので、空き家が埋まってくるというのはなくなってくるし、ただこの南吉野は義務教育学校がここにできるので、多分にぎやかかなところになっていくだろうという。できれば、老人が集まって老人クラブがそこで何かをしているというのではなく、もっともっと子供たちもいっぱい来て、若い人たちも来てという仕組みを、仕掛けをこの改築に併せてやってほしいなと思って今回質疑をしているんです。そのような感じがあるのかどうか。

それから改築後、町内会の再編統合の話なんですけれども、ここの10町内はすごく複雑な入り組んだ町内会の集まりというのは知っていらっしゃると思いますか。ここに地図があるんですけれども、ちょっと今見せられないんですけれども、いろいろな農地をきつと住宅に変えていった中で、かなり入り組んだ町内会の集まりになっています。ですから、これはこの町内会の中からはなかなか出づらいたらうと思うんですけれども、せっかくこうやって建て替えするときに、これからの地域コミュニティの町内会をもう少し市がどういう方向性としてしていくのかなというものの姿が見えるのかなと思ってこういう質疑をしたんですけれども、全くそういう市の考え方はなかったというのが今分かったので、先ほどの最後の質疑はそこだけ、今後この建て替えによってどういう楽しいコミュニティの場になっていくような仕掛けがあるのかないのか、そこをお伺いして終わります。

〔「答弁ないならいいって」との声あり〕

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 今後の展開のことで今まで打合せしてきたことを加えて1つ申し上げたいことがございます。今までは、北電としての親和性のある事業ということで電力事業について限定して打合せをして、何ができるかということを検討してまいりました。令和5年に北電で事業共創推進室というものを新たに設けまして、非電力事業についても検討してまいりましょうということも協議の中で出てきております。なので、今後につきましては、今までは電力事業に限定しておりましたが、それ以外にも広げて跡地利用について検討していくということだったので、当市といたしましてもできる限り協力をして、跡地利用を早期に展開できるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔「市長に答弁求めます」との声あり〕

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 この1年間何もしてこなかったのではないかなというようなことをおっしゃられましたけれども、経済部長からありますように、頻繁に北海道電力さんとは協

議を進めております。なかなか、北海道電力さんも民間企業でありますので、公表してできるもの、できないものというのがございます。そんな中、水面下での協議とはなっておりますけれども、バイオマス発電につきましてはいろいろそちらで大分話も進めていたところでございますけれども、国際情勢の変化ですとか木材高騰等で、ご存じとは思いますが、下川町のバイオマス発電、そしてまた当別町のバイオマス発電、これがもう休止になったと、そういった状況が去年ございまして、なかなかそこに行き着くには難しいというような判断もされてございます。引き続き、北海道電力さんにはどういう形が砂川市にとって望ましいのかというのも配慮いただきながら、歴代の砂川発電所の所長についても砂川の現状等を本部にも伝えてくれておりますし、本部でも状況を把握されているというような認識でございますので、ここは本当に愚直に引き続き交渉をしながら要望を進めてまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 新しい施設における活用方法ということにつきましては、今後設計を進めていく中でより具体的に10町内の皆さんと協議をしてみたいと考えてございますが、極めて一例でございまして、令和5年度より高齢者の方の軽スポーツフェスティバルでは種目をパラスポーツのボッチャとして競技を実施してございます。新しい施設においては、ボッチャができるようなというようなお話もいただいております。このスポーツはいろいろな世代の方が取り組むこともできるものと想定しておりますので、そういった点を含めまして新しい年度、10町内の皆さんと協議を深めてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第9号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第１１号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第１１号の総括質疑を終わります。
続いて、議案第１２号の総括質疑を行います。
質疑ありませんか。
高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、病院事業について質疑いたします。

昨年１２月の予算審査特別委員会の中で、私からしっかり費用削減対策を行って予算に反映してほしいということでお伝えしたところでもありますけれども、令和７年度の予算でどのような取組を行うのかについて伺います。

１回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） それでは、私から令和７年度予算での費用削減の取組についてご答弁申し上げます。

病院の経営は人件費や物価高騰などにより年々厳しさを増しており、病院団体が厚生労働省に緊急要望を行うなど、全国的に危機的状況にあることが示されております。当院においても同様で、圏域の人口減や患者の受療動向の変化などにより入院患者数が減少したことで収益が減少し、人事院勧告や物価高騰、最低賃金上昇などにより給与費や燃料費、委託料などの経費の増加もあり、純損失が増加、一時借入金も必要な状況となったところであります。

このような状況の中、令和７年度予算編成では給与費、材料費、経費、研究研修費において削減の取組を進めてきたところであり、前年度当初予算と比較し、給与費においては病床削減等に伴い人員の配置を見直しすることにより約２億９，８００万円の減、材料費では、患者数の減少に伴う手術件数などの減少で薬品や診療材料の購入量減少もありますが、ベンチマーク等を活用した価格交渉等の取組も併せ、約５億８，２００万円の減、経費では、原油価格高騰による光熱水費や燃料費などの増加もありますが、最低賃金上昇に伴う委託料の増加を抑えるため委託業務内容の見直しや縮小を図り、約５，４００万円の減、研究研修費では図書購入数や学会等の参加人数の見直しなどを図り、約３，５００万円の減を予定し、病院事業費用全体では約８億７，６００万円の減となったところであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということろで、まずベンチマークを活用して６億円弱、そして業務内容の見直しや縮小で５，０００万円強、そして図書や研修等で３，０００万円強ということろで削減を行ったということが分かりました。給与費において、病床削減等に伴い人員

の配置を見直すというところで約3億円近いお金が減ということでお話がありました。配置を見直すとはどのようなことなんでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 病床削減に伴う人員配置の見直しというのはどういったことかということだと思いますが、病床削減に伴って直接的に影響を受けるというのはやはり病棟勤務の看護スタッフということになるんですけれども、病棟の看護配置というのは診療報酬の施設基準で決められておりまして、一般病棟であれば当院は7対1、ICUは2対1、HCUは4対1とか、その基準を下回ってはならないのでその基準を下回らないように病棟勤務の看護スタッフの数を見直す必要があるということでもあります。ただ、病棟以外でも例えば外来の看護スタッフ、それも今検討してまして、これまでも一部の診療科ではやっていたんですが、病棟の看護師と外来の看護師を一元化をして、病棟配置の人が例えば午前中だけ外来に行くとか、そういったことを今もやっているところもありますが、それをいろいろな診療科に広げていこうというような取組もありますし、あとは手術室であるとか中央処置室であるとか、それ以外のコメディカルスタッフについても他院とのベンチマーク比較であるとか、1人当たりの生産性なども考慮しながら業務量に見合った配置に今後検討していきたいと。それらについては、今後コンサルタントとも協議しながら進めたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、配置についてのお話がありました。病院の提案説明の中でもあったんですけれども、たくさんの方が人数的に今年すごく少なくなったというところで、やはり人はすごく大事で、本当に能力を持っている方が会計年度職員の方も含めてたくさんいらっしゃいます。そういったところで、特に会計年度任用職員の方は毎年、大抵は継続されるんですけれども、どうなるんだろうかという不安なところで、とにかくたくさんお話をされて今後どうしたいかとか聞いた上で今後取り組んでいていただきたいんですけれども、仕事を探すのが困難だったり、同じ職業がそもそも近くにはないし、そして砂川にはない。そういうことで市外へ結局転出してしまう、人口減になってしまう可能性も非常に多い事柄ですので、慎重に進めていていただきたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の統括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております16議案は、議長を除く議員全員で構成する第2予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

第2予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時47分